

第九十三回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号

昭和五十五年十一月十九日(水曜日)

午後一時十三分開会

委員の異動

十一月十三日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

山中 郁子君

十一月十九日

辞任

大川 清幸君

補欠選任

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

鳩山威一郎君

中西 一郎君

松浦 功君

小野 明君

多田 省吾君

小澤 太郎君

金丸 三郎君

田中 正巳君

名尾 良孝君

中村 禎二君

秦野 章君

降矢 敬義君

片山 基市君

福岡 知之君

宮之原貞光君

藤原 房雄君

山中 郁子君

栗林 卓司君

石破 二郎君

国務大臣

自治大臣 石破 二郎君

国務大臣 石破 二郎君

(国家公安委員会委員長)

政府委員

警察庁刑事局長 中平 和水君

自治省行政局選 大林 勝臣君

事務局長 高池 忠和君

常任委員会専門 員

法務省刑事局刑 井嶋 一友君

事課長 富尾 一郎君

国税庁直税部所 得税課長

自治省税務局市 町村税課長

浅野大三郎君

説明員

本日の会議に付した案件

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る十三日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として山中郁子君が選任されました。また、本日、大川清幸君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(鳩山威一郎君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○宮之原貞光君 この提案理由を拝見いたしますと、「航空機騒音問題等防止対策に関する協議会の提言を受けて、政治家個人に係る政治資金の明朗化を図るため」に出した云々と、きわめて大上段に振上げたところの提案理由の説明なんです

というものはこれだけのものなのかどうか、まずそこをお聞きしたい。

○国務大臣(石破二郎君) 宮之原委員も御承知のとおり、昨年の九月五日、航空機騒音問題等防止対策に関する協議会が提言をいたしています。その中で、大きく分けまして、第一番目には「政治の浄化のための対策」、さらに第二にいたしまして「企業倫理の確保のための対策」、第三にいたしまして「行政の公正確保のための対策」、第四にいたしまして「制裁法規等の整備強化」、こう四つの項目を挙げまして航空機騒音問題等の再発防止のための実効ある対策を政府に求めていると、かように考えております。

○宮之原貞光君 そういたしますと、ここに提案をされておられるところの改正案は、第一の「政治の浄化のための対策」の第二項のみでございすね。第一項、第三項、第四項、ほかの項はほとんどこれには顔を出していないのです。これではたして協議会の提言に基づいてというふうなかつこうで言う値打ちのあるところの改正案なのかどうかと、私は端的に申し上げて疑問に思っております。これが言われておられるところの鈴木内閣の問題に対するところの姿勢なのかとも疑いたくなるのですが、それでほかの提言の問題はどうされるつもりですか。

○国務大臣(石破二郎君) 御指摘になりましたとおり、今回御審議をお願い申し上げておりますのは、再発防止のための協議会の御提言のごく一部でございまして、政治浄化のためのすべての方策というわけではもちろんございせん。

そこで、ほかはどういうことを考えておられるのかというお尋ねでございますけれども、このほか、御承知のとおり昭和五十年の政治資金規正法の大改正の際に附則第八条というものを設けまして、昭和五十六年一月一日、つまり施行後満五年

たつたら政治資金規正法の全面的な見直しをせよと、こういうことになっておりますので、政府におきましては政治資金規制の根本的あり方についての検討をする予定にいたしております。成案を得次第御審議をお願い申し上げます。かように考えております。さらに、選挙そのものに伴いますあれこれの弊害と申しますか、いろいろの問題点があると思っておりますけれども、それらにつきましては、選挙のあり方の根本にも触れますし、議会制度の根本にも触れます問題でありますので、できますれば、国会、各党各会派におかれましてはかるべき結論に至っていただくようお願いを申し上げておるところであります。さらに、一部ではありませんが、大部分のあるいは御意見かもしれないけれども、参議院の全国区制というものをこの際検討したらどうかという議論が自由民主党内には強うございす。目下、自由民主党内におかれまして参議院全国区制度のあり方について御検討になっておるやに承知いたしております。

なお、政治資金の五年後見直しの規定による検討に当たりましては、党首選挙というものは是非等につきましても、自分といたしましては検討いたしたいものと、かように考えております。

○宮之原貞光君 私がお願いいたしておりますのは、この協議会の提案になるところの四つの項目がございすね。いわゆる「政治の浄化のための対策」云々とたくさん書いてございす。あるいは企業倫理の確保の問題、行政の公正確保の問題、制裁法規の整備強化という問題が目的に出ている、このところを今後どうされるのですかとお聞きしておるのです。これがあろうとなかろうと附則八条の問題は当然政府としてやらなければならぬことなんです、これは後ほどお尋ねします。この中には全国区云々という問題もこれは

ないんです。私が端的にお聞きしておるのは、このことについて他の項目はどうされるおつもりなんでしょうか。しかも、提案理由を見ますと、「提言を受けて」というふうにならねばならぬと、大上段に振りかぶっている。しかし中身はというとほんのちよっぱりしかない。恐らく私は今後次々出されるのじゃないだろうかと思うからこういう大上段に振りかぶったところの提案があると思うのです。そのところをお聞きしたいのです。

○国務大臣(石破二朗君) 必ずしもこの提言の文章に従って整理して、その項目ごとに御審議を煩わすことになるとは思いません、あれこれ組み合わせてなるかもしれません。けれども、大體この提言の趣旨はごもつともなことがかりでございまして、これのどれとどれとを一緒にとかいいうことは申し上げかねますけれども、ここに提言されておりますことは順を追って政府において検討し、あるいは国会に御審議をお願いして実現するように努力してまいりたいと思ひます。

たとえば、第四に「制裁法規等の整備強化」というのがあります。その一、「賄賂罪につき、刑の加重と公訴時効期間の延長を行う」とともに「この提言がありまされども、これなどはもう確かに措置されておるものと、かように考えておりますし、必ずしもこの文章に従つてというわけにはまいらぬかもしれませんけれども、しかるべき方法でそれぞれ措置することになると思ひます。

○宮之原貞光君 御病氣の大臣に対して余り質問をするのは少し戦意も鈍るわけでございませうけれども、しかし、やはりこれは大事な問題ですから、肉体的には大変でございませうけれども、ひとつまたいろいろ御教示をいただきたいと思ひます。

今後次々に出されるということですから、一応このところはここでおきますが、ただ、それにいたしまして、ここに出されておるものはこの提言の第一のうちの第二項の半分ですね。いわゆる「政治家の私人としての経済と政治活動に必要な経費とを明確に区別し、政治資金の明朗化を図るため」云々と、こう出しておるのですが、少なくとも私は、「政治の浄化のための対策」なら、こ

こらあたりはやっぱりまとめて出してもらいたいのです。「提言を受けて」と言うならです。たとえば、私はなぜそう申し上げるかというと、第三項に政治家の資産の公開等倫理規範の確立云々という問題がまたあるのです。大臣。これは本来から見れば、この提案をされてい

この問題と政治家の資産公開のいろいろな段取りの問題、このところがセットで出されて初めて皆さんが提言されているところの政治の浄化を図るための対策と言えのじゃないでしょうか。この間の質疑を聞いておても、わが同僚委員の質問に対しまして、きわめてこの法案がさる法案であるということはおもう明白になつて

いうことだけではこれはできないのですから、最低限の政治資金の公開あるいは政治家のいろいろな資産の公開、こういうものと一体的に出されてこそ私はここに皆さんが提言されておるところの最小限度のこともできると思ひます。このところは全然検討されなかつたのですかどうですか。また、大臣としてはこのことはどうお考えになりますか。

○国務大臣(石破二朗君) 宮之原委員の御指摘になりました第一の「政治の浄化のための対策」その中の「主要な外国で既に実施されている」云々という政治家の資産公開制度の確立の問題でありますけれども、御承知のとおりこれはもう大変な政治家の倫理に関する問題でございまして、政府でこういうことを法律によつて規制するのは実はいかがかと考へた次第でありますし、なお提言を拝見いたしますと、「国会において」と、こういうことをまず冒頭にお書きになつてお

あります。

○宮之原貞光君 国会においてというのはちよつと詭弁じゃないでしょうか。それは、この問題は大変な問題だから国会の皆さん方で議論してくれ

と……

○委員長(鳩山威一郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(鳩山威一郎君) 速記を起してくだ

○国務大臣(石破二朗君) 書いてある。○宮之原貞光君 いやいや、書いてはあるけれども、それは議院でやらないといふことじゃないのですよ、必ずしも。少なくとも政府が今後の政治姿勢をやつぱりきちんとさせようというなら、たとえば今度の政治資金規正法の目的の第一条からしてそうじゃありませんか、明確にやはりこの政治資金規正法によつて政治家の姿勢を正すのだと。こういう大前提からしても、いまの問題は、それは政府ではできません、国会の皆さんで議論してくださいといふのは、まさにこれは責任回避だと思ひます。こういうふうなかつこうでいまの政府がやるから、この提言になりましたところの例の松野さんの五億円という問題はいまだにもや

もやとされておるじゃありませんか。国民の一人があの問題はすつきりなつた、あるいは今度の提案によつてすつきりすると思ひ者がおりますか。

言われておるように、入りはある程度これいいでしょう、肝心なめの出は全然わからない、野放しだといふこの法案、この最大のものはやはり政治家の姿勢を正すところの問題で倫理規範の問題だ。それをこの間の答弁から判断いたしますと、大臣初め事務当局は、みんなそれは政治家の個人に任せますと、こう逃げておるようなこの姿勢、こういうことから、鈴木内閣はこの政治資金規正法の問題について、本当に国民の期待にこたえて政治の浄化を図るのだといふのが見えるでしようか。しかも、この五億円の問題にいたしまして

も、この法案によつて一つも解明はおぼつかない。それを質問いたしますと、それは国会がというのちよつとひど過ぎるじゃありませんか。ばくはその点もう一回大臣にお聞きしたい。どうぞ大臣、座つたままで結構でございますから。

○委員長(鳩山威一郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(鳩山威一郎君) 速記を起してくだ

○国務大臣(石破二朗君) 宮之原委員の御提言、御意見、ごもつともとは思ひますけれども、法律で一挙にそこまでいくのがいいのかどうか。私もとしましては、やっぱり政治家のみずからの倫理に期待した方が適當ではなからうかと、かように考へております。

なお、松野議員の五億円云々の問題でありますけれども、事実を承知いたしておりますので何とも申し上げかねますが、五億円受け取られたことが仮に事実といたしますれば、今回御審議を願つております法律が成立しておりますれば、何らかの方法で松野議員はその五億円を届け出なければならぬことになりまして、今後あのような問題が同じように起る可能性が残されておるとは私は考へておりません。

○宮之原貞光君 後からおいおい質問いたしますけれども、どんなにたくさん金でも、たくさん政治団体をつくつてそこに小分けに分ける、あるいは出したところの政治団体から議員個人が引き出せば後はどう使つてもいいようなかつこうになつておるでしよう。言うなれば出の部分全然不明確なんです、この改正法案自体も。それだけに、一番根本の政治家の政治姿勢を正すとなれば、この資産公開という問題はきわめて重要な要素だと思ひます。総理大臣が新しくなられる場合には御自分のものを出されませうけれども、それはそれで結構ですけれども、国民の期待しているのはそれだけではとまりません。政治というものが本当にきれいだと、金の問題についても、こ

うなつたときこそ国民の国政に対するところの信頼感というものがつくのじゃないでしようか。それを松野さんの問題にいたしまして、これができればすべてやれるのだと、こつ言つたて、それは法案を少しも知つておる者は、そうですかと言つて納得しませんよ。そのことだけは申し上げ

に、政党、政治団体に対してどういふ影響を与え

○政府委員（大林勝臣君） この提言の考え方は、

治家のいろいろな問題とかわりがあるのです

すし、所管省庁も分かれています。あるいは国

会みずからで御発議願いたいというようなものも
ありますし、一部ずつを御審議願っておりますの
で十分な御理解が得られないのじゃないかと思ひ

ますけれども、その辺御配意いただきまして御審議願えれば大変幸せに存ずるところであります。

○宮之原貞光君　私が申し上げておるのは、これはなるほどこの公選法や政治資金規正法だけの問題に限るとは言っていないせん。しかしながら、こ

の提言自体が、問題の発端の経緯から見て、前後の文脈から見てもはつきりしているでしょう。これは自治省の選挙関係所管のものが全然行政関係の問題にないと言うのですか、それなら。そうは断言できないでしょう。

たとえば、この一は政治浄化のもの、企業倫理の問題とは言いながら、これはやはり政治資金に絡むところの企業倫理の問題ですよ、御承知のように。あるいはたとえば四番の制裁法規の強化という問題もこれは一般的な制裁強化じゃないです。いわゆる収賄の問題あるいは時効の問題とい

うのはきわめて選挙にかかるところの問題です。けれども、第三だけは別ですと、こう言えますかかると言うのです。先ほどの選挙部長の答弁は全くそうですよ、これはみんな外ですと。そういうことではないと思うのです、ぼくは。たとえば、今度の法案には間に合いませんけれども、これはやはり

かかわるところの問題については鋭意検討中と言ったのはそれでわかります。けれども、いまの答弁は何ですか。これは行政管理局の仕事でございますから選挙関係を扱うところの自治省としては知らぬ問題でございますと、こう言えますか。おかしいじやありませんか。そう言っているのです。それは違いますか。

私は、当然この中のすべてがそちら様の責任だと言いませんけれども、やはりいままでの行政管理、選挙事務、いろいろなものだけで一体十全かどうか。この監査機構やいろいろな問題から見て十全だと思いません、私どもは、それだけに皆さん、結論を得なければ結論を得ないで、今後検討していくらしくていくと。それをすべてのもの

はみんな行政管理庁の責任でございまして、こう言つたつてこれは世の中に聞こえませんよ。そのことを私は聞いているのです。

○国務大臣(石破二朗君) あるいは選挙部長がお答え申し上げたのは舌足らずであつたかもしれま

せんが、御指摘のとおり、この第三の「行政の公正確保のための対策」という提言がなされており、まずゆえんのもは、こういう方法を講じて政界

の浄化を図れという趣旨によるものと思います。したがって、選挙部長が申し上げましたとおり、行政の簡素化とかあるいは許認可事務の整理等、行政管理者が主管庁となって実施すべきものではありますけれども、提言されました趣旨が政

界の淨化を図るためという大前提がついております以上は、選挙に係係しまする自治省としまして、当然そういう見地からそれ相應の提言もし、そういう見地から協議に就じておる次第であります。全く無関心で放置しておるわけではありません。御了承を賜りたいと思います。

○宮之原貞光君 たえば、この第二項の行政指導の権限の根拠の問題、「手続及び責任の所在を更に明確にすること」云々というようなことも、これは当然かかわってくる問題なんですからね。ぼくは、いま大臣が関係するところの問題については関係各庁と鋭意いろいろな協議をす

る中でやはり前向きな措置を図りたいという御発言のようですから、それはそれで了承しますが、やはりここは十分考えていただかなければ、いや選挙は本来は自由奔放のものでございます、行政当局は本当は何もしなければいいのですと、こういう物の考え方です。今日の日本の現実の国政あるいは政治家のあり方という問題が問題になって

いるだけにいろいろと次々提言をされてきておるのでしょう。そのところをやはり考えていたのだいて、もっと真剣に私はやっていただきたいのです。だから、それは与党の中で合意が得られなかつた、済みませんでしたとあつさり言うならそれだけでもいいですよ、言葉だけ取りそろえてみたつてこれは私は始まらぬと思うのです。

そこで、具体的にお尋ねしますけれども、この間も同僚議員から質問が出ておりましたところの福岡二区の麻生代議士の問題です。五十三年、五

十四年の収支報告を怠ったという問題です。私の記憶に間違いなければ、この間選挙部長は、何回

も指導させた、告示させた、けれども解散屈を今度も向こうが出してきたと、いわゆる故意であるかどうかということは今後の課題ですという趣旨

の発言をされておる。あるいはまた、十月十八の朝日新聞の記事は、選管の担当者としては再三再四文書もしくは電話で要請したけれどもない。それによつて今度は出てきたものは何かというところから見て、解散届を出してきたというのが事実なんでしょう。

う、この間の答弁の経緯からいたして。しかし、解散届を出してきたのはことしになってからですか、どうですか選挙部長、まずそこから聞きたい。

○政府委員（大林勝臣君） 解散届が出てまいりましたのは十一月一日付でございます。

○宮の原貞光君　ことしのですね。
○政府委員（大藤勝臣君）　はい。
○宮の原貞光君　そういたしますと、この政治団体ですかは去年の秋の総選挙とことしの六月の総選挙はやはり活動したわけですね、そういうことになりますね。

○政府委員(大林勝臣君) 福岡の選管の方では、ことしの総選挙においてはこの団体は活動してない」と承知しておるという報告を受けております。

○宮之原貞光君 それはどういう中身ですか、してないというのは、してなくてことしの解散届が出てきたというのは、どういう団体がじゃ代議士の選挙活動の中心になったのですか。

○政府委員(大林勝臣君) 麻生代議士の後援会はいろいろなございますようでありますで、解散の対象となりました後援会は、そのうちで麻生太郎後援会「麻生太郎と二十一世紀の会」という特定の後援会というふうに承っておりまして、この団体はことしの一月一日から十月三十一日までの収支報告書を報告してまいると同時に、十一月一日付

で解散届を出してきておるわけでありまして、その報告書の内容は収入支出とも最終の日付は三月三十一日と、こういう報告になっておるわけであ

○宮之原貞光君 少なくとも去年の十月の選挙の

○政府委員(大林勝臣君) 昨年の総選挙において

この後、社会がどういふ活動をしていったかといふことまでは承知いたしておりませんが、ことしの三月三十一日付で収支報告が出ておるといふことは、昨年は活動しておったと推定されます。

○宮之原貞光君　そういたしますと、五十四年度

の収支報告、五十三年度の収支報告を怠った、それを再三云々ということから見ればどういふことになりますか。自治省としてはもうそれはいふことになりませんか。片一方は今回あずかり知らぬことになるのですか、それともこれは警察庁の仕事になるのですか。片一方は今回言つても届け出はしない、實際は動いておつた、

○政府委員(大林勝臣君) 政治資金規正法の上では、御案内のように二年間続けて収支報告を出してこない場合には、これは届け出のなかった団体というような制裁措置を設けておるわけでありまして、そういうことにはなるのですか。

すけれども、つまりその間収支報告を提出しないままに活動しておること自体が実は法律の上では禁止されておるわけでありすけれども、その間現実の問題としてどういうような活動をしていったかという事実確認というところまでは選挙管理機関としてはとうてい対応できないというわけでありまして、そこまで法律が

もちろん、昨年収支報告の提出をしにいままは、現実には政治活動をしておったであらうということ、は、その後出てまいりました収支報告の内容から、相当の金額が書いてありますので活動しておったであらうと、こういう推定をするにすぎないわけ

であります。

○宮之原貞光君 どうなんです、そういう推定しかできないようなかっこうで一体行政の公正というのには期せられるでしょうか。本当はやっぱりある程度調べてみて勧告するなり手直しをさせる、おまえのところはおかしいぞと、こう言うぐらゐの私はやっぱり指導性というのが指導監督機関にあつてしかるべきだと思います。これさえもやはり自由奔放のものでなければならぬというお考えなんです。いかがでしょう大臣、これは。

○國務大臣(石破二郎君) 選挙部長がしほし申し上げましたとおり、行政権が立法権に介入關与することはなるべく差し控えるべきだといふ考え方のもとに政治資金の届け出等の制度があるいは御指摘のとおり不十分な結果に陥つておるのはないかと思ひます。けれども、私どももいたしましは、法律が命じますとおり、行政権が立法権の实体にまで立ち入つてあれこれ關与することは遠慮すべきであつて、やっぱりそれは立法府それ自体、つまり国会議員各位の良識に、倫理におまかちする、必要やむを得ぬものだけ立法措置によつて行政権が介入する、こういうことにとどめたいかがかと、かように考へておる次第であります。

○宮之原貞光君 それで、警察庁にお聞きしますが、いまのような中身なんです、警察庁としてもこれは全然タッチできない問題なんです、それともこの問題についてはどう対処してこられましたか。

○政府委員(中平和水君) ただいま御指摘の具体的な問題につきましては私どもも新聞報道を通じて初めて承知した、こういうのが事実でございます。この種の問題につきましては、いわゆる実体的な規定は別として、形式的な手続規定等につきましてはそれぞれ所管の行政庁なりそれぞれがまゝしてございますから、まずそういう手続を通じてある程度行政目的が果たされているかどうか、行政目的が果たされない場合にやはりこれは

司法権の発動があるのが基本である、こういうふうな理解をいたしまして、現在この問題につきましても、県の選挙管理委員会等の行政措置等を踏まえながら警察として措置すべき事実があるとするれば適正な措置をしてまいらなければならぬ、こういうふうな理解しておるわけでありませう。

○宮之原貞光君 いまお聞き及びのうちに、行政の方はお手上げだと言ふんです。その前話動しておつたかどうかともわからぬ。しかし、二回にわたつて、五十三年と五十四年にわたつて出されないことは事実なんです、それを勧告までしておる。けれども、それをほかばかりで最低限去年の選挙はやつておるんですよ、ここで。けれども、それ以上はタッチできませんと言ふのです。

あなたには行政のあれを見て云々と言ふのです。けれども、行政はこれが法の限界ですと言ふのです。それなれば一体政治資金規正法に違反するのかどうか、それをいろいろ検討されて調査をされるというのがあるた方の仕事じゃないのですか。まさかこれは天皇家の外戚だから云々で手心を加えたことではないと思ひますがね。それともいまのお話ではだんだん日がたつていくところの問題、あれだけ騒がれたところの問題、一体それならあれですか、だれか特定の人が告訴が告発しなければ皆さん動かぬということなんです、この問題は。どう解釈されますか。

○政府委員(中平和水君) ただいま私が答へたとおりでございます、この件も私も承知するところによりまして、当該議員個人だけでなく、相当数の団体がまゝ届け出がなかつたといふことは県の選挙の告示等でもこれは明らかになつてゐるわけでございます。そういう事態にもございませうので、これは司法権が少なくとも発動するに、それなりのやはり一種のけじめといひますか、行政自体がある程度きちんと行かれておつて、その中ではみ出すものがある、つまり注意とかいろいろなことをなさつてもなおかつなかなかの行政の指導に従わない、こういうような場合にこれはやはり私もはまず最終的な担保として乗り出し

ていく。行政法規というのはおおよそそういう基本的な姿勢で警察は臨んでおるわけでございます。警察が前面に出てこの種のもの全部かぶつてしまふ、こういう姿勢は從來からとっておりませんし、今後ともそういうつもりはございせん。もつとも、行政法規の中でも直ちに実体的な規定に觸れる場合につきましては、これは当然私どもの方は出てまいるわけでございますが、少なくとも形式的、手続の規定についてはやはりそういう姿勢で臨むのが筋ではなからうか、こういうふうな思つております。

○宮之原貞光君 基本的な姿勢というのはそれで結構です。何も警察が前面に出なさいと言つてゐるのじゃない。しかしながら、いまの問題、具体的な問題としてこの間も問題になりきやうも私が聞いてゐる。再三再四文書でやり合つた、それで選挙として、中央の自治省としてはこれに對してこういう処置をしました。しかし、ほかおかげできたんだ。それで、ぬけぬけと今度の十一月一日付では解散届を出してゐる。前はそれでやつたのかといふと、少なくとも昨年の選挙はやつておるといふことは事実だけれども、あなたのいまの答弁は、行政でこれ以上けじめをつけたらどうかとになると、どういふけじめをつけたらどうかと初めて動き出すんです、この問題は。行政としてはどうこれ以上出せませんといふのが先ほどの答弁なんです。それ以上何を求められるのですか、行政がやらなければならぬことは。それをちよつとはつきりしてもらいたい。どうしたら調査に乗り出しませうと、こう言ふのか。調査もしない、新聞では見ました、こういうことでしょ。でも、実際は選挙であの簡単な文書圖面の違反でさえも目を光らせて見る者が、政治資金の一番根本であるところのそういう問題については行政のけじめをつけてもらいたい、こう逃げられるのはどうも腑に落ちません。どういふけじめをつけたらいいのですか、これ以上。

○政府委員(中平和水君) 私も承知してゐる範圍では、何か福岡の選挙ではそれなりのやはり指導を継続してされてゐるような受けとめ方をしておるわけでございますが、私どももいたしましてやはり事実關係の調査については何もやつておらぬわけではございせん。事実關係の調査についてはある程度實際の把握には努めておるわけでございますが、基本的な姿勢として、先ほど申し上げましたように、要するに当該行政の指導を含めた措置を見守りながら警察として対処すべきであれば対処する、そういう姿勢でゐるわけでございます。

○宮之原貞光君 くだいようですけれども、やつておるんだよ、これは。それで、先ほどの選挙部長の説明では、これが精いっぱいですと言ふのです。いわゆる県の選挙もやりました、私の方も告示をさせた、こう言ふのですよ、届け出ないといふ行政のけじめはできないと言ふのだ。私は、あるのじゃないかと思つて、先ほど来この提言の中の行政の公正を期するといふ問題は現行法でいいのですかと、もつと検討する余地はありませんかと言ふと、けんもほろろの答弁。こままでくれればそれ以上のことはあなたの方の領域になつてくるのですから、積極的な調査なら調査をするといふことぐらゐはやはりきちんと答えてしかるべきじゃないでしようか。これは新聞で承知をしておりますという程度でとめられるでしょうか、後から何か告発とか告訴があつてから動き出すんですか、皆さんは。その点も一回聞かしてもらいたい。

○政府委員(中平和水君) 私は、承知したといふのは、新聞で警察は承知したといふことでございまして、承知しただけで何もしておらぬとはこれは答弁申し上げてございせん。

○宮之原貞光君 それなら、調査中なら調査中と言ひなさいよ。

○政府委員(中平和水君) だから、先ほど申し上げましたように、事実關係については警察は警察なりの関心を持つて一応事實關係の把握には努め

ておるわけでございます。しかしながら、これを私どもが警察権発動の対象にするかどうかにつきましては、ただいま申し上げましたように、当該指導監督に当たるべき選挙管理委員会等の対応、それから現在までの実態、事実関係を踏まえた事柄の内容、そういうようなことを踏まえまして措置すべき事実があれば措置する、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○宮之原貞光君 これは委員の皆さんにも聞いてもらいたい。これぐらい責任のなすり合い、逃げはありまじやないですか。行政当局はもうこれ以上はやりませんと言ふし、皆さんはしかるべきものがまたなければ云々と、こう言われる。だからして、これは一つの例ですけども、大手を振って、その一番盲点と申しますか、そこを走っていくんですよ。こういうものはそのまゝにしておいて、いかに政治家の倫理綱にまちなす、こう言われてもできっこない、日本の政治が浄化されないところに問題があるのですからね。きわめて私は両方の答弁は不満だということだけ意思表示しておきます。

関連してお聞きいたしますが、この間もちょっと質問がありましたところの全米環連ですが、この政治献金にかかわりますところの告発問題は、現況はどうなっておるんですか、それをお聞かせ願いたい。

○説明員(井嶋一友君) いわゆる金美環連の法案審査に絡む政治献金をもって贈収賄に当たるかという趣旨の告発事件につきましては、本年十月二十三日に東京地検に告発が提出されております。節下捜査を継続しておるところでございます。

○宮之原貞光君 その告発を受けて現在調査を進めておるとのことですか。

○説明員(井嶋一友君) 具体的な捜査の中身につきましては、この席での御答弁は御容赦を願いたいと思いますが、捜査を進めておる、こういうことでございます。

○宮之原貞光君 大体いつごろくらいをめぐりに結

論が出せるとの予定ですか。それもちよつと答えられませんか。しかし、けじめをつけて、どこかでかはつきりしておかなければいかぬですね、うやむやでは困ります。そこらあたりの考え方を聞かしてくださいます。

○説明員(井嶋一友君) もちろん、捜査をいたしました以上結論を出すということでやっておるわけでございます。御指摘のような形で終結するわけではございません。ただ、いつごろ終結するかという見通しということになりますと、私どもではここで答えるものは持っておりません。

○宮之原貞光君 例の税政連の献金問題で告発されたところの五人の政治家は賄賂性の認識がなく容疑不十分ということで不起訴処分、献金側の三人は賄賂性の度合いが弱いということで起訴猶予処分というところで決着がついたと新聞紙上からは了解しておるのですが、まさか先ほどのものもそういうふうなところに落ちつく先はなるのじやないんでしょね、これもやってみなければわかりませんでしようけれども。ただ、やっぱりそういう予感がしてならないのです、えてしてこの種のものは。

そこで、お聞きいたしますが、政治献金と賄賂性というのですか、賄賂というものの関連と申しますかこのけじめと申しますか、どこにその線があるのですか。ちよつとそこらあたりをお聞かせ願いたいと思うのです。

○説明員(井嶋一友君) ただいまの御質問の事件を離れてという御趣旨であると了解いたしました。一般論として申すわけでございますけれども、贈収賄といえますか賄賂といふのは、御案内のとおり公務員の職務行為の対価としてつまり不法な利益、不法な報酬をやりとりするということになるわけでございますから、賄賂といふのはそういう性質を持つ金品、あるいは財産的価値と申しましょつか、そういうものを指すのだというふうな考え方でございまして、これはあくまで刑法上の概念でございます。他方、政治献金と申しますのは、もちろん私どもの所管ではございませ

んのその性質はよくわかりませんが、要するに特定の政治家の政治活動を支援するための寄付であるというふうな考え方でございまして、本来別々のものであるというふうにももちろん言えるわけでございます。

ただし、この税政連の事件でも判断をいたしましたし、ただいま委員の御指摘もございましたが、要するに政治献金にかこつけてやはりいまいのような賄賂性を持つ金品を授受することがあり得るということとをこの税政連の事件では認めたというところにもなるかと思ふのでありまして、その辺は要するに当事者の意思の問題、認識の問題といったものと絡みまして正否が決まってくるということでございますから、物事の性質は別のものでございすけれども、それを一緒にして行なう場合があり得るであろうという問題であらうと思ひます。

○宮之原貞光君 まあいいです。とにかくいろいろな政治家の問題に絡むところの一番の岐路のようでございますからいろいろなケースもあると思ひますが、今度国民の立場から見ますと、その辺の考え方がきわめてあいまいな形でよく決着がつけられるものだから、ますますわれわれ政治家に対するところの不信感が出てくるということもあるものですから、したがって、やはりこの問題について処理される立場にあられるところの皆さんには厳正に、なるほど国民からもうんわかつた、こう言えるような形でひとつこれらの問題について処理をしていただきたいと思うのです。

いま一つ関連をしてお聞きしたいのですが、去る五日の衆議院の同委員会が警察庁の中平刑事局長は、例の北野事件の問題で、何か見る限りでは調査中だという答弁をしておられるのです。御承知のように、澁谷代議士は九月十八日国鉄の郡山駅でも記者の質問に対して具体的な答弁をしておる、それでいろいろのことを言っておる。そしてまた、献金の処理の仕方を見ますと、新聞報道を見る限りでは、もらった五百万円ですか、百五

十万円に、三回に分けて同じ人から政治献金を受けたようなかっこうに報告がされておると報じられておるのでありますが、こういうような形で処理をされていく、あるいはまた同代議士のいや私はいまいました、こうしましたと、こういうものとの関連の中から、調査中であると言ふのです。それからもうすでに二十日前後過ぎておるわけですけども、どのような調査の進展があるか、話せる程度にちよつと答えていただきたいのです。

○政府委員(中平和水君) お尋ねの問題につきましては、去る五日でございますが同委員会が、北野の献金の中に犯罪として捜査すべき事実があるかどうかということについて鋭意調査を進めておると、こういう答弁をいたしましたわけでございます。が、これまでに一部を除きましておおむね事実関係の解明は終わっておるわけでございます。この結果、これに関連いたしました、一部法律に触れる事実もあるようでございますので、これらにつきましては所要の捜査を遂げまして、最終的な詰めを行ひまして、それほど遠くない時期にひとつ結論を出したい、こういうふうに考えております。

○宮之原貞光君 私がこの新聞記事を見る限りでも、これは法律上どうだろうかと思ふ点を懸念するのですけれども、いま刑事局長がその点をはっきりされながら早急に結論を出されるということですから、それ以上はここでは聞きません。

ただ、大臣、いまこの問題にしてもあるいは齋藤前厚生大臣の問題にしてもきわめて不明朗な感じです。政治家としての姿勢から申しますと。齋藤さん自身、本人は昨年の九月の五百万円献金を認めておる、わかつたからね。それで、それを四つの団体にみんな分けてやられておる。恐らくこういうような形でいくとすれば、それは自治省から見れば、五百万円のうち齋藤個人が百五十万円を受け取り、あと残りは三百五十万円をまた百五十万円ずつ分けてやられたから政治資金規正法上は問題はない、こう言われるかもしれませ

が、いずれにしても非常に国民に現職の大臣とも
あるいは松野事件から。

こういう一連の政治家のあり方というのを見
てみますと、やっぱり大臣が答弁されるように、
あくまでもこれは政治家の倫理観の問題だから政
治家の姿勢にまかしますと、こういうことで本
国民の期待するところの政治の浄化ということが
できるのでしょうか、どうでしょうか。私は少な
くともある程度はこの出の部分も法律の中でや
り確かかなものにしておく必要があると思うの
で、そればかりでなく、大臣がこれまで答
弁されておられるように、そこは政治家の常識に任
ますというふうになるのですか。これだつたら
百年河清を待つというふうになるかと私は思
います。一歩踏み込んで次のいわゆる見直しの時
期にでもこういう問題について検討されるという
用意はございませんか。いかがでしょうか。

○国務大臣(石破二朗君) 私先ほど来お答え申
し上げましたのは、挙げて政治資金の問題を政治
家の倫理に任せますと申し上げたわけではありま
せん、これ以上は政治家の方の倫理に、良識に
おまかす以外にはないと思ひますと言ふにとど
まっております次第でありまして、その点は御了承
賜りたいと思ひます。

齋藤代議士あるいは澁谷代議士についてのい
ろの御質問がございました。事実関係が必ずし
も明確になつていないことはもちろん報道等を通
じまして若干は承知いたしておりますけれども、
法的に責任のある調査を実施する権限を私の方は
持つておりませんし、また国家公安委員長とい
はしても正確にまだ事実を把握いたしてござい
ませんので何ともあの事件を申し上げることはで
きませんけれども、かねて私が考えておりますこ
を率直に申し上げてみますならば、選挙をや
ります者、官之原委員も選挙はすにずいぶん御経

験になつておるとは思ひますが、官之原委員は特
に清潔で合法的な選挙しかおやりになつていない
ことを十分承知いたしておりますけれども、選挙
をやるにいたしましてその他の政治活動をする
にいたしましては、金が必要でありま
す。金も必要でありまして、また多数の労力も必
要といたすのは事実であります。政治家が政治活
動をし選挙をするに当たつては、たゞさんの金が必要
だ、しかもそれを個人で調達しなければならぬ
ということになりますと、どうしても選挙には勝
たない、背に腹はかえられぬという俗語もありま
すけれども、そういう次第で、あるいは余り性質
のよくないあいまいな金かもしれない、怪しいかも
しれぬというのを手を出しかねないというのが、
お互い、少なくとも私の持つておる弱点でありま
す。

したがひまして、選挙に絡む、政治に絡む資金
を明朗化し、国民の皆さんの政治に対する信頼を
取り戻しますためには、どうしても選挙に金のか
からないような制度を仕組む、特にどうしても金
がかかるという以上は個人で調達せぬでも済むよ
うな方法を考える、つまり党費選挙、何とかして
党費選挙に一つでも近づけてまいらなければならない
ではないか。単に政治資金だけを規制しよう
としましても、どうしてもそれは極言しまするな
らば本末転倒であつて所期の効果を上げることは
困難ではないか、私はかように考えております。

したがひまして、政治資金の根本的な見直しを
するに当たりましては、なるほど八条には一定の
方向づけがしてあります。したがひまして、政府
が一方的に独断でもって勝手な判断をするわけに
はまいりませんけれども、御理解をいただければ
ならば、八条に規定してあります方向づけにか
わらず、それよりかもう一歩前にさかのぼつて、
選挙のあり方を含めて政治資金全体のあり方につ
いての根本的な検討をさしていただきたい、かよ
うに考えております。

る、それは結構です。結構ですけれども、最低
なり必要なものはなければなりません。根本的
なものをやるというては、すべてのものをそれに逃
がしたのじゃこれは意味がございせん。私が
先ほど来言つておるのは、なるほど今度の法改正
でも入りの部分は十分よくなつてきておるの
で、出の部分はすべて野放しじゃありませんか。
そうじゃないとおっしゃつても、自分ももう保
有金のところはやっぱり制限があるけれども、自
分が指定団体としてやつたところから受け取る金
の問題については、それをどう使つたかというこ
とにあらはれないわけでしょう、罰則も何もない。
そういうようなところあたりが、もつと入りの部
分を少しでもよくしようとするならば、出の部分
も並行してやはり明らかにさせるようなことをや
つてもいいじゃないか。だれど、残念なが
らこの法案はそのところとはほとんどしり抜けに
なつておるのです。ここがやっぱりマスコミの皆
さんからざる法案だと言われるゆゑにやらないで
しょうか。また、このところから政治家の政治資
金の問題と関連するからいろいろ問題がやつぱ
り残されていくのじゃないでしょうか。

したがひて、私は、やはりこの問題を最低限の
問題として、これは大臣、高橋、石破大臣がおら
れるときに思ひ切つて勇断を持ってやられるぐら
いの検討はしていただきたいと思ひます。それ
を大臣から御答弁いただいたように選挙のあり方
の根本問題の中で、一環として言つたつて、
とてもじゃないですけれども一年や二年で結論は
出ませんから。だから、私は、できるものから
一つでも二つでも、大體常識で見入りある程
度規制するなら出の方もやつぱりわかるようにし
てもらいたいのです。でなければ、これは後を
絶ちませんよということ言つてゐるのです。

それで、もう一つお尋ねしますが、これはまず
法務省にお尋ねしたいと思ひますが、千葉一區の
泰道代議士の問題ですね。これは新聞報道によ
りますと、何か検察側は冒険で、職員宅で本人も同
席して買収工作の謀議をしたとか、秋の総選挙で
も約一千七百万円の買収金を配布したとか、さら
に今回の買収資金として同代議士の父親の率いて
いる泰道関連企業グループのうちの二社、東洋テ
ルミが中心になつて集めてきた現金約四千六百
万円が支払われた云々と、こういうふうな述べら
れておると報道されておるのですが、こゝらあた
りの事情と申しますか中身で、ある程度ここで答
弁されることが許されるなら若干詳しくお聞かせ
いただきたいと思います。

○説明員(井嶋一友君) 御指摘のありました泰道
派の選挙違反の公判は、現在千葉地方裁判所にお
いて進行しておるわけでございしますが、ただいま
御指摘のありました事柄は公判の過程におきまし
て検察官がいわゆる冒頭陳述述べた事柄に關連
することであると思ひます。冒頭陳述と申しま
すのは、御案内かと思ひますけれども、検察官が
まず証拠、いわゆる立証活動に入ります前に証拠
によつて証明する事実ということで整理をいたし
まして裁判所に提示をし、それに従つて順次立証
していくというふうないわゆるそういう性質のも
のでございまして、したがひまして、冒頭陳述に
おきまして述べましたことを次回以後の公判にお
いて立証していくという性質のものでございま
す。

そこで、冒頭陳述におきまして、新聞にも一部
報道されましたような泰道議員の直接の関与をう
かがわせるような事項につきまして陳述がなされ
たということとはそのとおりでございします。しか
しなから、結局冒頭に申しましたように、冒頭陳述
の性質はそういうものでございします。で、今後
公判の過程におきましてそういうものが順次裁
判所において立証されていくということになるわ
けでございします。現在はこの程度にとどめてお
きたいと思ひます。

○官之原貞光君 そこで、お尋ねしたいのです
が、どこに尋ねたらいのですか、冒険にありま
すところの東洋テルミで集められた金は政治資
金規正法に沿つて届けられておるでしょうか、ど
うでしょうか。

○説明員(井嶋一友君) 私どもの方ではこの事実
は手元には把握しておりません。

○宮之原貞光君 これはまた自治省は調べるあれ
はないのですか、どうなんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 御質問の献金につきま
して、政治団体が献金を受けたものでございま
す。選挙管理委員会の方へ報告がされておるは
ずであると承知しますが、個人として受け入れた
ものであれば、個人の選挙資金として受け入れた
ものについては選挙運動の収支報告、もし政治資
金として受け入れられたものでございませうば、個
人の報告制度というのが従来はなかったわけでご
ざいますので、そのあたりの問題であろうと思
います。

○宮之原貞光君 これだけ世間を騒がしておるこ
ころの問題ですが、その指導官庁のこれは指導で
すね、監督という語弊があるそうですから。自
治省は全然このことについて、いま答弁されたこ
ころのどちらかを調べられたことはないのです
か、そこはどうなんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 従来、献金の問題が関
係の政治団体からの収支報告に載っておるかどう
か、現在のところまだ調べておりません。

○宮之原貞光君 怠慢と言ふとまた怒られるん
です。これは、常識的に考えればあれだけ世間を
騒がした問題ですから、これはこうなっています
ぐらゐの答えがあつてしかるべきじゃないかと思
うのですが、それもわからぬというのじゃ、一体
自治省の指導というのはどういふことかと私は言
いたくなる。しかし、それでも法律上は一点の疑
義もありません、一つも言うことはありません
と、こう言うのだから、これは自治省自体、全く
どういふことかというのを疑いたくなるので
す。

私はそれを調べてみたんですよ。これはことし
の六月二十二日執行の衆議院選挙におけるところ
の候補者側からの収支報告ですけれども、この
中には全然ないのです。いわゆる第一回分です
けれども、千葉選挙に五月二十日から六月二十

までの間、千二百六十九万三千八百というか
うに届けられておりますけれども、残念ながらこ
のどこを見てもその冒険に述べられておるとこ
ろの東洋テルミーのものはないのです。これもま
たどうにもできないということですからこれ以上
は聞きませんけれども、たとえば五十四年度末の
泰道氏の政治団体の政治資金規正法に基づくこ
ろの報告書を見てみた。二つの政治団体にあるの
です。泰道三八後援会、収入総額二千三百九十
六万七千三百三十六円、泰道政治経済研究所、収入
総額は一千四百万円とある。これをいろいろ見
ますと、東洋テルミーというものがその中にはあ
ります。それぞれ百五十万円ずつにこうかつこ
く皆分けられておることは事実なんです。しかし
ながら、今度問題になったところの冒険に述べら
れておるような問題は、全然裏づけられるよう
なものはないのです。そういたしますと、現実に政
治資金規正法というこういうものは単なるごろ合
わせのものでしかない、もともと裏金とかな
んかというものをこうやっておるのだと。こうい
うようなことがまたまやばり刑事事件としてい
ま大きな問題になっておるといふことを端的
にあらわしていると言わなければならぬ。それ
にしても、やはりこれ以上のことはもう政治家の
倫理に任すべきだという、やらなければならぬと
いうことになるのでしょうか。

これは大臣、ここはやはり政治家個人の倫理で
す。こういうことになつても政治資金規正法で
はどうにも——これを何とか前向きの一つでもそ
ういふものをチェックできるような形にしよう
という意欲はありじゃないのですか。今度の法案
からは出てまいりませんけれども、今後の問題と
してどうなんですか。

○国務大臣(石破二朗君) 御承知のとおり、私は
まことに不敏な者でありまして、大きなことを言
う資格は毛頭ありませんけれども、お互い国会議
員となるにつきましたは、まあ官之原委員のごと
き御識見もあり、御手腕もある方は別であります
けれども、ずいぶんお互い苦勞して、やっとそれ

でも当選したものと考えております。何のために
こんな苦勞するか、それは若干の歳費はいただき
ますけれども、まさか歳費を目当てに参議院議員
になったという方はおるまいと思ひます。若干の
名譽はあります。けれども、それを目的におやり
になった方はあるまいと思ひます。結局、国家、
民族のために何ほかでも役立てばと思つて選挙を
やり、当選して今日に至つていらつしやる方が大
部分だらうと思ひます。

そうとしますならば、現在の政治に対する国
民の信頼というものがこのままでいいというよう
なことをお考えの方は私は一人もいらつしやらぬ
だらうと思ひます。ところが、それじゃ政治に対
する国民の信頼を回復する、あるいは維持する、
つなぎとめようというのにはどうしたらいいか。い
ろいろの方法はあるうと思ひます。政治家でありま
す以上は、第一番目にはやはり自分の一身を顧
みず、国家、民族あるいは人類のために尽くす
というのが、これが政治家の第一の倫理だらうと思
ひます。けれども、しかしながら、金銭に関する
こと等で国民の批判を受けるようなことがあつて
は、これはもう政治家たる資格はなからうと思
ひます。そういうことで、あれこれ考えにやならぬ
点はたくさんありますけれども、少なくとも金の
問題等で国民の批判を受け、あるいは疑惑を持
れるというようなことがあつてはもう政治家たる
資格は私はないと思ひます。

そこで、そういうことのないようにする方法で
ありますけれども、先ほども申し上げました、選
挙をやる、なかなか選挙というものは大変なも
のだ、国民の多くの皆さん御存じないほど選挙を
やるには苦勞が要ります。金もたくさん要ります。
政治活動をやるにはたくさん金の金が必要す。し
かし、それを個人が手に入れようとするところに
問題がありはしないかと、私はこう考えます。ど
うしても党首選挙を実現すると、そして個人がそ
うおかしな金にあくせく苦勞して手を出さぬでも
済むような制度をつくらんと、これが私は第一歩で
あらうと思ひます。そういう根本的な方法を講じ

ないで、極言しますれば、本末の末の方だけ幾ら
やかましく言つても、私はしよせん目的を達成す
ることはできないと思ひます。

御承知のとおり、現在、政治資金の規制方法、
各国いろいろあります。総じて、ヨーロッパ各国
は政治資金の規制はほとんどありません。御承知
のとおりであります。アメリカは細大漏らさず規
制しておるようであります。現に、現行政治資金
規正法は、占領当時、占領軍がアメリカの制度
を、あるいはそのままとつていいような形で移
入したものだそうでありませうけれども、アメリカ
の民主政治とヨーロッパ諸国の民主政治がどち
らがうまいといつておるか、あながちアメリカの方
が政治資金の規制方法が厳しいから民主政治がう
まいといつておるとも私は言ひかねるのじゃなか
うかと思ひます。その辺も考えまして、政治資金
規正法の根本的な見直しの際には、八条に示して
おります方向づけはありますけれども、あの方向
づけにこだわらないで、根本的な見直しをさせて
いただいたらどうかと、かように考えます。そう
しますと、先ほど申し上げましたところ、官之原
委員には、そういう根本的な選挙制度見直しな
どをしておつたら何年先に実現するやらわからぬ
と、こういうお話がございました。ごもっともで
あります。

しかしながら、官之原委員も御承知と思ひます
けれども、衆議院の公職選挙法の調査特別委員会
所属の社会党の堀昌雄さんおっしゃつておられ
ました。選挙制度を根本的に改正する必要があると。
総理大臣、鈴木さん、あなたはこれをおやりにな
る勇氣はありますか、ぜひおやりくださいと
おっしゃつておりました。それは、いますぐ、あ
したから効力を発生するというような選挙制度の
改正ということになると、なかなか議員が皆承知
すまいと。しかしながら、十年先にはこれは適用す
るんだという改正なら、あるいはいまおる議員と
余り直接の関係がないから案外すんなりいくから
しれませんよと、こういうことを言つておられま
した。くしくも、示し合わせたわけじゃありませ

んけれども、私はこの前の六月の選挙におきまして、二十年后に適用することでもいいから衆議院の小選挙区制度をやった方がいいと選挙民に訴えました。といひますのは、鳩山第一次内閣でたしか衆議院の小選挙区制度を、どこまでいきましたか実現に努力されました。あれからもう二十年以上たつておるのです。だから、二十年后にこの法律は適用すると言つてもあながちそう非常識なものじゃないと、こう思ひます。

したがいまして、なるほど簡単にはいきませんが、この法律は十年後に、社会党の衆議院議員がおつしやるんですから、十年後に適用すると、でもいいからとおつしやる。私は全く賛成、同感でありますから、そういう意味で選挙制度の根本的なあり方について、政府としても、これはもう基本的なものですから各党各会派が一致されなければだめです、実現不可能でありますけれども、何とか自分としてもできるだけの努力をしてみたいと、かように考へております。

○宮之原貞光君 だから、選挙制度のあり方の根本的な見直しの検討というのは結構ですと言つておるのです。しかしながら、一、二年でそういうものは結論は出ませんよ。けれども、そういう大事な問題は大事な問題で皆さんに投げかけて議論させてもそれは結構です。結構ですけれども、だからといって漸次解決をして改善していくというものが伴わなければ意味がないでしょう、これは。

だから、たとえば公営選挙の問題についてもあるいは党選挙の問題にしても、それは物の考え方を出して、たとえばこういう特別委員会でも重要な問題だから議論をしようというなら結構です。しかしながら、きょうあすの選挙に間に合うかという間に合わない問題があるのです。だから問題は、やっぱり基本的な問題と緊急に手立てをしなければならぬ二つの問題が重なつて一緒になつてこそこれは解決するのじゃないですか、大臣。どうですか。ちよつと聞いてくださいよ、あなた二人で話しておられますがね。

その基本的な問題は私は否定しませんと言つて、すよ、それは結構です。けれども、それはきょうあすで結論が出ない問題ですと、たとえば党選挙のあり方についても、しかしながら、それはそれで議論しましょう。同時にまた、現在あるものを少しでもよくして国民の期待にこたへていくということは大事なことです。それは否定はされません。それだけに、そういう立場からこれを出されたのでしようけれども、入りだけ少し改善をして出の問題は一つもなしておらないという問題、先ほど私はずっと具体的な事例を挙げましたけれども、こういう問題がまだまだいつまでも尾を引くというかつこうでは果たしてどうでしょう、これで国民の期待にこたへるところの政治家の姿勢を正すということができましようかと、こう申し上げておる。

たとえば、選挙に金がかかる、それは事実ですよ。それならば、大臣の金がかかる金がかかるという論法から言うならば、たとえば政治資金の百五十万円というのはいくら五百万円ぐらいにしてもう少し大幅にしていこうじゃないか、そのかわりこれはこういうふうに取り締まるんだと、これも一つの物の考え方だと思ふのです。そういうことについて何ら具体的なものなくして、ただ政治は金がかかる金がかかるだけでは、これは通らぬのじゃないでしょうか。もし余りにも現実離れしておるといふならばこれを改めればいいのであつて、それならばそういう提言をしてくださいよ、勇敢に。それもなくてただ抽象的に金がかかる、あなたは清潔ですがと皮肉にたふりにあなたは言うみたいだけれども、これは金がかかるというのとは共通の問題だ、けれども、あたかもこれ以外のこととあなたの方でやっておるのじゃないですかと言わねばかりの話なので、私はそういうことではいつまでもたつてもよくならないと言ふのです。おわかりでしょう。

○国務大臣(石破二朗君) 今回御審議願つております改正案は、御指摘のとおりいろいろ御批判の余地はありましようけれども、現在のところ政界

浄化のための一歩前進措置である、かように考えまして提案申し上げておる次第であります。さらに選挙の公営あるいは選挙に伴ひますいろいろの弊害の除去等に関しましては、これは各会派におかれまして国会のみならずの御発議として、あるいは今国会中においても成案を得られました上御審議を願うのではなからうかと、かように期待いたしておるところであります。

なお、入りの方だけはいささか出の方が一方向はつきりしないという御指摘がありますが、なほはつきりしない部門が残っております。と申しますのは、もう申し上げるまでもありませんけれども、個人が献金を受けます、指定団体に寄付します、その指定団体から個人がまた金を受け取ります、それを使つた場合にはつきりしないじゃないか、こういう意味だろと思ひますが、その点につきましては現在も明確化されてない部門であります。それと同じ取り扱ひになる、こういうだけのことでありますので、少なくとも個人が受け取つて指定団体に寄付するという場合に明確になる。寄付しない場合でそれを直に選挙に使つた場合には、これも選挙資金として報告の義務がありますから明確になる。さらに、個人が最終的に政治活動として使ひました場合にも、その使途は明確に届け出ることになっておりますので現行法より前進した措置である、かように御理解いただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 また、ぼつぼつ具体的な問題で尋ねますが、警察庁と法務省は結構でございます。

もう一つは、先ほどもちよいちよい大臣が答弁をされましたけれども、附則八条の問題の関連ですけれども、これは次の通常国会にはまた附則八条に基づいたものの法改正を出してこられる、こういうことになるわけですね、これはもう来年の一月一日でちょうど五年が来るわけですから。だから、まず素朴な疑問を持つのは、もうあと四、五十日すればちょうど五年になるわけですね、法が施行されてから。そのときにも出されると思ひ

ますけれども、出されるのに、またこれだけは抜き出してこう提案をされておる。どつちみち通常国会の冒頭に付されるのだつたら一緒にいいのじゃないだらうかと思ふのですけれども、そこはお家の事情もあるでしょうけれども、次はこの附則八条に基づいたものを通常国会には出してこられるということはこれは言明できますね、どうなんでしょうか。

○国務大臣(石破二朗君) 一日も早くと思ひますけれども、過去何回かこういうことを繰り返して、しかもその政治家にまつわる金銭についての疑惑、国民が十分納得を得られておらぬと思うのです。十分の理解を得るためにはやっぱり相当の期間もいただき、努力もしなければならぬのじゃないかろうかと考えます。したがいまして、次期通常国会に必ず出しますということが言ひたいし、かねますので御了承を賜りたいと思ひます。

○宮之原貞光君 そうすると、附則八条の解釈はどういうかっこうになりますか、場合によつてはただ検討を加えますということだけで終わるのですか。検討を加えるということとは、この五年前に成立したこれに検討を加えて、もうこの五年後に改訂するものは改正して出しますということじゃないかと私は理解しておるんですが、いまの大臣の答弁を聞きますと、これから議論をするんだというふうな感じがする、そうすると次の通常国会には出ない可能性が強い。したがつて、とりあえずこれを出したんだと、一応これで勘弁してくれというふうにも受け取れるのですが、そこはどうか、これは解釈の問題ですが、また、「ものとする」というところにはアクセントを置いて自治省としては考へておるのですか。これは選挙部長の方が確かでしよう、聞きますが。

○国務大臣(石破二朗君) 今回御審議願つております法案は附則八条とは関係ありません。はつきり関係ありません。したがいまして、八条に時間がかかるから一時逃れにこれを出したのじゃないかという御指摘は事実と申し上げざるを得ません。しかしながら、じんぜんとして日

を延ばす意味は毛頭ありませんけれども、第八条による政治資金規正法のあり方につきましては相当根本にさかのぼって検討させていただきたいと思ひますので若干の時間を要する、あらかじめ御了承を賜りたいと思ひます。

○宮之原貞光君 八条の問題は、これはきわめて明確じゃございませんか。「政治資金の個人による提出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が提出する政治資金のあり方について」と、これは明確なもので、根本的な問題とはどうも理解できませんが、五年前あれだけ大騒ぎをして、いろいろな中で当時の三木さんは、私はここに議事録を持ってきておりますけれども、明確に答えておられるのですよ、五年後はその方向でやりますと。どうも大臣の答弁、先ほどもうだつたけれども、あれはもう一応のあれとして、もっと根本的なものをやるのだやるといふふうに言っておられますけれども、根本的な問題をやらせるということは否定しませんよ、それは。けれども、少なくとも第八条に掲げておるところの問題は最低限の問題ですよ。これも議論してみなければわからぬと、こうおっしゃるのですか。どうもそこあたりは大臣の真意というのがわかりませんが、どうなんですか、そこは。これは選挙部長、事務局としてはどうということなんです、この条文から言つて。

○政府委員(大林勝臣君) 附則八条には「施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し」と、こういう問題について「更に検討を加えるものとする」というひとつの努力目標を掲げておられることは事実でございます。したがひまして、この五年間の施行状況というものを勘案して、将来どういう方向に持っていくかということを検討するということを書いておられるわけでありま

す。

第八条の基礎になりましたのは、昭和四十二年の第五次選挙制度審議会の答申でございます。その答申には、おおむね五年を目途として政党が組織化する、あるいは近代化する、その努力を行う

ことによつてこういつた理想の状況に持つていくべきである、こういう旨の答申があつたわけでありまして、これが附則八条として具体化されておるとわれわれは理解しております。

根本の精神というのは当時におきましていろいろ議論されたわけでありまして、問題は政治資金の問題というよりはむしろ現在選挙に非常に金がかかる、金がかかるから世間の疑惑が起こるような問題が起こるのであつて、要するに政治資金のものは選挙の制度にあるのだ、しかしながら、選挙の制度について早急に結論を得るということも困難であるから当面こういつた政治資金の改正をいたそう、したがつて、五年間にむしる政党、政治団体が努力をすべきだ、組織化すべきだ、近代化すべきだ、その近代化し組織化する努力を積み重ねた上においてそれに相應する政治資金のあり方をさらに考える、こういう趣旨と私も理解しております。

○宮之原貞光君 端的に聞きますが、ここには明確に政治資金の個人による提出を一層強化しなさいと書いてある。方向性は決まっておるんだよ。ところが、どうもいまのやつは、先ほどの大臣の答弁じゃないが、事務局さえも幅を広げて、そういうものを含めてすべての選挙制度のあり方云々と、こういうような形のほかし方ですがね。それで、衆議院の議事録を見ますと逆ですよ、自民党の皆さんの質問なり大臣の答弁も。あたかも企業献金の枠を今度は逆に広げるような印象を与えるような答弁ですよ。これは大臣の答弁にしてもここで示されておるものとは全く逆なんだ、方向性というのが。それは、私は先ほどから基本的なあり方の問題について議論されるのも結構です、やりましようと言つておる。しかしながら、最低限の問題は、ここに書いてありますように、政治資金の個人による提出というのを強化しようという考え方が明確に出ておるのだ、これは。少なくともそういふ方向のものでなければならぬということも明確でしょう。裏を返せば企業献金の問題は縮小させていくということ

です。絶無とまでは出ていない。それは当時の三木総理大臣の答弁を見ても出ていない。しかしながら、三木さんも言つておるよ、これは。自民党自身が五年後に党の経費においは企業献金を辞退するという決定を行つておる、言ふならば自民党の決議なんです、したがつて企業献金があるというふうなことはありま

せん、こう言つておるのです。こういう五年後の見直しというのは明確なんです、方向性が。どうも大臣の恩恵、あるいは今度の選挙で圧勝したと称されるところの自民党の皆さんの議事録を見ると、逆の方の質問をして、誘導質問を一生懸命やつておる。ばくはこれは大変な問題だ。これぐらい法文の中に明確になつておるものを、いまの選挙部長の答弁を聞いてみても全然これに触れられていない。

もう一回、端的に聞きますけれども、この条項の政治資金の個人による提出を一層強化するといふことは間違ひございませんね。そういうこととやるんです、選挙部長。

○国務大臣(石破二郎君) 先ほど宮之原委員に御答弁申し上げたつもりでありまして、もう一回、第八条につきましては私の考え方を繰り返して申し上げます。

第八条には政治資金の見直しの方向が示されておりますけれども、もちろんこれは私一存でいくことではありませんが、各会派の、各党の御了解ももちろん必要でありますけれども、必ずしもこの八条に示された方向にこだわらないで選挙資金のあり方について根本的の検討を、再検討をさせていただきます、かように考えておる次第であります。

○宮之原貞光君 そうすると、この法律はどう解釈するんですか。こだわらないで検討しなさいと書いてあるんですか。

○国務大臣(石破二郎君) 法律には読んで字のごとく、このとおりやらないと書いてありますけれども、五年前の法律でありまして、五年前の法律、十年前の法律、十一年前、二十年前の法律――そ

れは法律を無視することはできません。法律を無視することはできませんし、法律を無視しようなどというのを毛頭考へてはおりません。したがひまして、先ほどお断り申し上げましたとおり、私一存でどうしようというつもりは毛頭ありませんが、皆さんの御理解をいただくことができませんならば、この方向にこだわらずに再検討をさせていただきます。必ず皆さんの御理解がいただけておるつもりであります。これを無視するつもりは毛頭ありません。

○宮之原貞光君 大臣ね、大臣にお尋ねします。法律が五年前つくられたから、十年前つくられたから、これは事情が違うという解釈が行政府の責任者にはできませんか。そういう解釈をしていいんですか、ちよつと聞きますけれども、死んでおるなら別ですよ、法律は生きておるんですよ。だから、これは一年前に決めたところの法律だからこれは守らう、十年前だから守らぬでもいいと、これが大臣の発言ですよ、いまの。きわめて重大ですよ、これは。本当にそうお思ひになつておるのですか、あなたは。行政府の責任者ですよ、あなたは。一政治家じゃありませんよ。奥野発言以上の問題ですよ、これは。

ばくはもう理事会を要求するね。委員長、理事会を要求する。こんな質問続けられませんか。所管大臣が法律は五年前につくられたからできないと言ふんだからね。こんなことができませんか。

○国務大臣(石破二郎君) 現行法を無視するつもりも毛頭ありませんし、現行法に違反して行政を行つていいということも毛頭考へておりません。

○宮之原貞光君 あなた、さっき言つたじゃないか。

○国務大臣(石破二郎君) 毛頭考へておりませんし、申した記憶もありません。しかしながら、行政府といえども現に生きております法律を改正する改正法案の提案権は持つておるつもりであります。

○宮之原貞光君 これは明らかではありませんか。次に見直すときにはこういう方向でやりなさいというのが法律ですよ、これが。五年前でできたから事情が違ふからと言ふんだつたら、一体行政の行政大臣としての責任はどこにあるかと言いたいですよ。

たとえば、あなたの発言が、この方向は認めます、しかしながら、これだけじゃなくていろいろな広範な問題についても一緒に検討したいと言ふのならそれなりにわかりますけれども、あなたのさっきの発言は何ですか、五年前で事情が違ふからという話でしょう。これは議事録を調べてきませんかとしてもらいたい。これ以上私は審議できません。休憩だ、これは。そんな物の言い方がありませんか、あなたの方。それでもあなたの方はそれでいいと言ふの。だから、私はそういう動議を出しますよ。これ以上続けられませんか。議事録を調べてきちんとやってくださいよ。

○委員長(鳩山威一郎君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員長(鳩山威一郎君) 速記を起してください。

暫時休憩いたします。
午後三時二分休憩

午後三時三十二分開会
○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

この際、石破自治大臣から発言を求められておるので、これを許します。石破自治大臣。
○國務大臣(石破二郎君) 五年前云々の答弁に關し誤解を招くような表現であつたことは遺憾でございます。私の申し上げた趣旨は、五年前につくられた法律だから守らなくてもよいと申し上げたものではなく、五年間の施行状況を踏まえて広く検討したい旨を申し上げたものであります。もちろん、検討の方向としては、法律には個人献金を

「一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加える」旨が明示されていることは十分承知しております。

○委員長(鳩山威一郎君) 引き続き質疑を行います。
○宮之原貞光君 大臣も病床から出てこられたのでお疲れでしょうからあいつうかつこうになつたと思ひますが、あくまでも行政の責任でございしますから、法律の上に沿ひながらひとつ今後いろいろ御検討いただきたいと思ひますが、実はまだそれに關連したところの問題等もこれあります。これは次回に譲らせていただきたいと思ひます。

きょうはこれで終わります。
○多田省吾君 私は、まず初めに、石破自治大臣に政治資金規正法の一部を改正する法律案及び選挙法、政治資金規正法の基本的な問題で尋ねたいと思ひます。

先ほどから、また衆議院におきましてもたびたび言われていることとありますが、今度の改正案の内容は、もちろん政治の浄化を目指して、政治家個人に対してなされた個人献金に対しても収入支出の届け出あるいは公開を義務づけるということとございしますけれども、やはり非常に抜け穴が多いという法であるという批判が強いわけでございます。ましてや罰則もないということ、これは相当問題があるかと思ひます。衆議院の方で通つた法律案でございしますけれども、やはり参議院の審議におきましては、そういった強い批判にこたへまして、せつかつくられた法律案でございしますから、抜け穴を封じ、またざる法でない、罰則をつけたような法案にすべきではないか、私はこのように思ひます。それどころか、やはりこれはもとの政治資金規正法がもととざる法なんだという意見もございします。それに對して今度の改正案では、第十二条の政治団体の支出について一万円以上のものに限つては提出義務がある、こういうふうにあつたものを今度は五万円以上のものについては報告するということに大分これは後退しているわけですから、ですから、私は、それを含めて、やはり国民の強いそういう批判にこたへて抜け穴を封じ、またざる法でない、収支も厳しくするし、支出もはつきりと報告するようにする、そしてまた罰則もつける、そのようにすべきである、このように思ひますが、大臣はどう考えられますか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の法律を検討します前提として、まさに多田委員のおっしゃる通りに、提言では「政治家の私人としての経済と政治活動に必要な経費とを明確に区別し」という前提がございしますので、生身の一個人の経済の中で公的な経済と私的な経済とを分ける法律の何か具体的な基準がでないものかといういろいろ勉強をしたわけであります。ただ、この公的な資金と私的な資金との区分けという問題を何か法律の上で具体的な基準をつくつて、これは公的なものでありこれは私的なものであるという具体的な基準をつくるということとはまことに立法技術的にむずかしいこととございまして、もともとは結局政治活動に關する献金というところに帰つてまいりますので、一体政治活動とは何であるかというふうなまた話になつてまいるわけでありまして、したがうして、結局は立法上具体的な基準を設けて公的な経済と私的な経済を区分けするということは非常にむずかしい。したがつて、この段階はそれぞれの政治家個人々々の常識によつて御判断いただかざるを得ないのではないかという問題が一つあつたわけでありまして。

同時に、そういった非常に構成要件が不明確な、つまり政治資金として報告すべきものはまず第一に個人御本人として区分けをしていただくという前提に立つ場合に一々罰則を設けるということとはいかがなものであるかと、やはり支出がもともとは政治家の倫理観という問題に出發するものであれば当面は罰則というものは控えた方がよろしかろうと、こういう結論になりまして罰則をつけてないわけでございます。

第二点の、入りは明らかにけれども出はわからぬではないか、これは当然のまた御懸念であらうと思ひます。ただ、この問題の発端から申し上げますと、非常にいろいろな社会を騒がすような事件が起きましたことを反省しまして、まず疑惑を生ずる資金の届け出についてどう対処すべきかというところから出發をいたしましたために、おおよそ政党であるとかあるいは御自分の指定団体とされまます後援会の中の特別の信頼関係のあるような金銭につきましては、それを家を建てることその他の私的な面にお使いになるということ自体もうち初めからそういうことは考えられないであらう、その面はやはり政治家個人々々を御信頼申し上げる以外にはないではないかという意味で、政党的には指定団体の方からお受けになつた資金については、改めて届け出を必要としないということにいたしましたわけでありまして。

もちろん、支出につきましてはこれは別の観点でございまして。従来、一万円以上の支出につきまして一々明記すべしと、こうなつておつたわけでありまして、それぞれの政治団体の会計事務を考へましても、相当の物価上昇をしております現在、一万円以上のものについて個々別々に明記するといふのも大変である、こういう意味から五万円といふふうな引き上げをすると同時に、さらに支出手続の面につきまして一々支出先の代表者の氏名というふうなことをいままで義務づけておつたわけでありまして、大体相手の会社であるとかあるいは店であるとか、そういう名前がわかればいいのであつて、改めてまたその店の主人がどういふ名前であるかといふことまで要求するのは大変繁雜であらうという御意見もたくさんあつたものでありますから、支出限度額五万円以上のものであつて報告をしていただくように直しますとともに、さらに支出先の代表者、つまり社長その他の代表者の氏名までの報告は要求をしない、こういう簡素化を図つた次第でございます。

○多田省吾君 本法案についての質疑は後で詳し

くやりたいと思いますが、選挙制度問題で若干お尋ねしておきます。

私は、選挙制度というものは国民の意思が正確に選挙に反映する、すなわち、たとえ得票率と議席率は一致する、得票に比例した議席が正しく反映される、それが当然だと思うのです。それがまた一番大事だと思うのです。しかし、わが国の選挙制度を見ますと、そうではない、民意の尊重というよりもむしろ政局の安定というものに重きを置きまして、たとえば四十数%の国会選挙における得票でも、第一党は五十数%あるいは六〇%近く議席を占め得るといふような選挙制度になっているのではないかと、このように思うのです。その理由は、やっぱり衆議院では、国民の要求というものが多重多層化している現在、政党も数え方によつては七つとも八つとも九つとも十とも言えるような姿がございます。それに対して三人区というものが非常に多いとか、あるいは現在もなおかつ定数の不均衡がはなはだしく、一対四近くのの不均衡が存在するわけです。今度の国勢調査の結果、十二月初めには概数が発表されると思ひますけれども、私はそれによれば一対四を超えるようなアンバランスが示されるのではないかと懸念するわけでございます。

また、参議院地方区にありまして、御存じのように神奈川県と鳥取県の間の定数のアンバランスというものは、昭和五十年十一月一日の国勢調査結果の人口によりまして一対五・五というようなアンバランスがすでに存在しておりますし、昨年十月の総理府統計局の人口調査によれば、これは概数でしようけれども、やはり一対五・七八というようなアンバランスが存在しておりますし、恐らくこれも十二月に今回の国勢調査の概数が発表されれば一対六近くまでアンバランスが広がるのではないかと、このように思われます。そういうような姿がありますし、そのほか参議院地方区では御存じのように一人区が四十七都道府県のうち二十六を占めるような圧倒的な多い姿である。こういう姿から、多党化の現在においてそういう

小選挙区が存在するというところで、あるいは定数の不均衡がはなはだしいというところで、私は民意が正確に選挙に反映してない、政治に反映してない、国政に反映してないということが言えるのではないかと、このように思うのです。

ですから、私は、まず第一に選挙というものは民意の尊重、すなわち国民の意思が正確に選挙、政治に反映するという姿がなければならない、このように思うわけです。私はアメリカでもイギリスでもヨーロッパ諸国でも議会制民主主義を尊重している国々の選挙というものは大体民意の尊重というものが成り立っていると思うのです。ところが、わが国だけは衆議院選挙においても参議院選挙においてもそれができないというところは非常に残念であると思ひます。その上に、先ほどからお聞きしますと、前回のこの委員会の御答弁でも、また本日の大任の御答弁でも、盛んに衆議院においては小選挙区制が望ましいということをおっしゃっております。いまの日本の多党化している現状において、この多党化もやはり国民の要求というものが非常に多重多層化しているからこそ多党化したのだ、このように私は考えておりますが、それを今度は選挙制度で二大政党対立に持っていくという考えがあると思へば、それは私は本末転倒である、このように思うわけでございます。

私は、アメリカとかイギリスが小選挙区制を採用しているというのは、もともとアングロサクソン民族というのとはどんな選挙区にしようとも二大政党が対立するような性格があると思うのです。ところが、その他の国々では、ヨーロッパの国々は大任も御承知のようにほとんど大選挙区制です、特に第一院においては。ですから、日本にいまの現状において小選挙区制を持つてくるということは、死票も多くなるし、民意が正確に政治、選挙に反映しなくなるし、私はこれはやるべきではない、このように思うのです。

それはそれとして、いま参議院全国区の選挙制度、選挙区制というものが問題になっており

ます。しかし、総理大臣も常々この選挙区制、選挙制度というものは野球のルールのようなものである、あるいは相撲で言えば土俵のようなものである、ですから各党がしっかりと検討してもらいたいということをおっしゃっているわけでございます。私は、私は余り拙速的に与野党の一致も見ないで選挙制度を早急に變更しようということには反対です。相当のやはり話し合いをしなければならぬ、そして与野党一致したものをつくるべきである、このように思ひます。

それから定数の不均衡につきましても、衆議院はもとより参議院地方区においても、やはり今度の十二月の国勢調査の概数発表と同時に、私は、これも国民の基本的権利の問題であり、投票価値の平等化ということは国民の権利にとって最も大事な問題でございますから、これも早急に検討すべきである、このように思ひます。

それで、お尋ねしますけれども、前に、鈴木総理が誕生したころ、総理は、第八次選挙制度審議会を発足させてもよいというような発言が記者会見等でありましたけれども、どうも最近はおつしやうなくなつたやうでございます。第七次選挙制度審議会が二年にわたつて討議したのですが、あのときは衆議院の解散等もありまして、衆議院の特別委員は全然ないというときに答申ができてきて中間報告というものを昭和四十七年の十二月二十日に出したわけですが、ところが、そのときもやはり参議院の選挙制度につきましては第一委員会の小委員会というものを設けまして、それで地方区の定数は正であるいは全国区の制度というものを検討したわけでございますが、地方区の定数は正においては、東京、神奈川、大阪、それから岐阜と宮城県、この五つを二名ずつ増加を図る、十名増というやうなことで、それからそのときに第一委員会の小委員会では、参議院の全国区制度につきましても、少なくともいま自民党が審議されてくるやうな拘束名簿式比例代表制というものはその場には全然持ち上がっていないわけですが、そしてこれも、ここに報告内容を私も持っております

けれども、「第一委員会は、参議院議員の選挙制度について右のとおり小委員会から報告を受けたが、時間的制約もあつて、その内容について全く実質的審議を行なうに至らなかった」と、こういうやうなことで、第一委員会でもまた総会でも一遍も審議されてないわけですが、ですから、こういった状況にかんがみまして、私は、むしろ衆参の定数は正であるいは全国区制度というやうなものに対して第八次選挙制度審議会をつくつてもいいのではないかと、このやうな考えも持つてゐるわけですが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(石破二郎君) 多田委員には、長年選挙制度審議会特別委員として御参加になり、御経験も豊富でありますので、私とききながら御答弁申し上げるのもいいかと思ひますけれども、就任直後におきまして事務当局に経過を聞いてみますと、選挙制度については、第七次選挙制度審議会、なるほど結論は正式の答申というがございまして御提出になつていないけれども、おおよそ論議すべき点は論議されておると思ふ、この上は政府なり各党派、各会派の皆さんが本当に本気で選挙制度の改正をやるやうなやうなお気持ちにかならないのがむしろ先決ではないかと思ひます。今日のことろ第八次選挙制度審議会を設ける意思は持つておりませんけれども、これもお話しのとおり土俵づくりの問題であり野球のルールのごとき問題でありますので、各方面の御意向を十分拝聴した上で政府としての態度を決定したいと、かやうに考えております。

○多田省吾君 第八次選挙制度審議会については、いま石破大臣は設ける必要はない、こうおっしゃつております。しかし、その前提となる、第七次選挙制度審議会が答申こそ出なかつたけれども論議はほとんど尽くされたことと事務当局から説明があつたと言われておりますが、大体私はそれは誤りである、このやうに思ひます。そして、その中間的報告の内容でも、審議するに至らなかつたとか実質的審議は全くなかつたとか強調されてい

るように、やはり特に全国区制の拘束、非拘束の問題、私も何回もこの点に対して質問を関係者にしたけれども全然答弁がないとか、私は審議が尽くされたとは絶対言えないと思います。それから地方区の定数は正にても論議を尽くしてこの十名増案ができたとも私は思っておりません、残念ながら、それを論議が尽くされたとするのは、私は事務当局の説明というものがちよつと物足りないと思うのです。

それはそれとしまして、鈴木総理と石破大臣は第八次選挙制度審議会について話し合ったことはあるのですか。総理も一遍は口に出したけれども、ちよつと発足はできないかと、このように思っておりませんか。その辺の感觸をお伺いしたい。

○國務大臣(石破二朗君) 総理大臣から第八次選挙制度審議会の設置について直接御意見を伺った記憶はありませんけれども、総理大臣の意向とされては、政界の浄化はこれは一日を争う緊急の課題である、政界の浄化を図るためにはいろいろ方法はあるけれども、やはり金のかからない選挙を実施することが必要である、伝えられるところによると、参議院の全国区制度というものはずいぶん金がかかるものと聞いておる、これからでも手をつけるわけにはいきまいか、もとよりこれは土俵づくりの問題であるので政府でどうこうと言うわけにはまいらぬけれども、ひとつこれは各党各会派で取り急ぎ御審議をお願いしたいものだという趣旨のことを自由民主党の竹下選挙制度調査会長にお伝えになったというふうに承知いたしております。

○多田省吾君 私、基本的に、選挙に金がかかるのは大きな選挙区制だから金がかかる、こういう考え方には反対なのでございます。先ほどから問題になっておりますように、衆議院の選挙におきまして、たとえば五万票ないし十万票で当選するような地域であっても、昨年十月の総選挙において千葉二区に示されたように、二億円あるいは二億五千万円の買収で取り調べを受けている方

もございまして、また最近京都府にあるいは市町村議員の選挙でも、新聞報道なんかによりますと、いろいろ聞くところによりますと、わずか百五十票、二百票で当選するような地域でも、何千万円お金を使ったとか、山を売ったとか、たんぼを売ったとか、そういう話を私も至るところで聞くわけですから、それから戦前の内務省の調査でも、石破大臣も御存じのように、衆議院の大選挙区制あるいは小選挙区制でどちらが金がかかるかと調査したところが、小選挙区制の方がむしろ金がかかるといふ結果が出たとか、そういう調査結果もあらわれたわけです。

むしろ、選挙制度そのものではなくて、選挙の運動方法とかあるいはこういう政治資金規制とか、あるいは買収等によって当選した人は選挙裁判によって迅速にその議席を失うとか、たとえばイギリスの政治腐敗防止法あの徹底したやり方ですね。買収選挙で当選した人は選挙裁判によって一ヵ月あるいは十数日のうちに判定が下って議席を失うというふうな案があるわけではございまして、そういうやり方によってこそ私は初めて金のかからない選挙ができるのではないかと、このように思っています。いま自民党の方々が全国区制において拘束金簿式比例代表制を検討なさっているというところを聞いておりますけれども、よしんば、もしそういうものができたとしても、政党がそれではお金を使わないのかと言え、いまのやり方よりもっとお金がかかるようなおそれも多分にあるわけではございまして、選挙制度をいじれば金がかからなくなるといふ安易な考え方はよくなくて、やはり選挙の運動方法とか、あるいはそういう政治腐敗防止法の徹底とか、選挙裁判の迅速化とか、あるいはこの政治資金規正法による規制とか、そういうものによってこそ初めて金のかからない選挙ができるのではないかと私は考えております。

それで、一点お尋ねしたいのは、昭和五十一年の最高裁の定数不均衡の違憲判決がございまして、あるいは昭和四十七年の衆議院選挙における違憲判決がございまして、やはり今度の国勢調査の結果、十二月に概数発表になれば、選挙法では大人口をもとにしておりますから、あの当時の状況と同じような定数不均衡が相当生ずるのではないかと、あるいは参議院地方区におきましても一対六近くのアンバランスが生ずるのではないかと、このように思われます。そうすれば、衆議院のみならず参議院地方区においても、前にこの委員会が古國元法制局長官も、あの昭和五十一年の最高裁の違憲判決というものは決して衆議院にとどまらず参議院地方区にも当てはまるのだと、こういう答弁をされているわけです。ですから、度を越えたこういう不均衡というものは私は違憲の疑いが非常に濃厚であると、このように思っています。国民の権利の問題ですから私はこの参議院地方区の定数は正であるいは衆議院の定数は正こそ真剣にやるべきではないか、また政府としても、事務当局としても検討すべきではないか、このように思っています。

大臣は、各党の御議論にお任せするようなこういう答弁を繰り返しておられますけれども、最高裁の判決を見ましても、やはり国会が早くこの問題を真剣に検討して決着をつけるべきだといううな趣旨の判決もあるわけではございまして、私は、各党のそれは話し合いも大事でありますけれども、自治大臣として、政府として、また事務当局として、これは真剣に考えなければならぬ問題ではないかと、このように思いますが、どうですか。

○國務大臣(石破二朗君) 選挙区ごとの定数は正の問題でありますけれども、御承知のとおり衆議院につきましては法律の規定もありませんし、最高裁判所の判例もありませんし、これを実施した経験もありません。したがって、この時の国勢調査の結果が判明いたしますれば、前例に従ってしかるべき措置を講じなければならぬものと考えております。

参議院でありますけれども、法律の明記もございませぬし、最高裁判所の判例もありません。お

示しのとおり衆議院の定数についての最高裁の判例、参議院もこれを参考にすべきものとは思いますが、最高裁の判例も出たわけでもありません。その上に前例もないことでもありますし、これは当然総数の問題とも不可分の関係にあると存じますので、これこそ慎重に検討してまいらるべき問題であるかと思いますが、慎重に検討しなければならぬと、かように考えております。

○多田省吾君 私、その大臣の姿勢というものはまことに不満でございまして、

最高裁の例を見ましても、昭和三十七年の参議院通常選挙の結果で判決が一つございまして、このときの訴えは棄却されましたけれども、やはり度を越えたようなアンバランスは直さなければならぬという趣旨の判決でございましたし、昭和四十六年の参議院通常選挙の結果でもやはり一応棄却されておりますが、昭和五十一年の衆議院選挙におけるやはり違憲判決というものは、当時の吉國法制局長官もはっきりとこれは参議院地方区にも通ずる問題だということをおっしゃっているし、また大臣もいま、これは参考にすべきだということをはっきりおっしゃっているわけではございまして、私は絶対思いません。

ですから、第六次選挙制度審議会あるいは第七次選挙制度審議会でもやはりこの問題は相当検討されたわけではございまして、その中間報告の中には、第七次選挙制度審議会における小委員会案というものは十人増です。それから第六次におきましては六人増でしたか、一応そのような報告の内容も盛り込まれているわけではございまして、私はどう考えても、やはり国民の基本的権利、また投票価値の平等化という観点から絶対これはなおざりにできない問題だと思っております。やっぱ自治大臣こそこの問題に対しては積極的に検討すべきだと、このように私は思っております。もう一回御答弁願います。

○国務大臣(石破二郎君) 結論は、慎重に検討させていたが、重ねて申し上げるわけでありませうけれども、御承知のとおり、また御指摘にもなりましたとおり、参議院地方区で有権者数の一番少ないところと多いところと一対六ぐらいの比率になっておりますが、この一方をゼロにはこれはもちろんできない。〇・五にするのも、どうもちょっと参議院のいわゆる意思の継続性というようなものからいって〇・五にするわけにもいきません、一は必要ではなからうかということになりますと、それをもとにしていきますと、その六倍あるもの——もとより明文はありませんが、参議院はある程度地域の代表という意味も持つておりますので〇・五はおかしい。一方それじゃ必ず六にしなければならぬかと、そうでもないような気もいたしますし、そういう問題は慎重な検討を要するというゆえんであります。

なお、御質問の中にはございませんでしたけれども、一対六の問題のほかに、もう一つ御承知のとおりAという県とBという県、この間の数を入れかえた方がむしろ公平だというふうなものもあります。至極当然でこれはあたりまえじゃないかと言えどもそれまででありますけれども、まことに申し上げにくいのですが、具体的にさしてそれじゃ自分がそこから選出されておるといふ議員の方にとってみまると、これは大変な問題である。特に、その地区の有権者——議員あるいは候補者がまんまんといまして、有権者の方が、きょうまでは自分たちはこれだけの代表が送れたのにあしたからはできなくなる、減るといふことになる、これはがまんしてくるだろうかというふうな問題もありませんし、十分検討させていただきたい。各会派の御意見等も十分拝聴しなければならぬと、かように考えております。

○多田省吾君 大臣は、衆議院の方は法律にもあることですから十二月の概数発表の結果では検討するべきだという御答弁でありましたが、参議院地方区の方はちょっと消極的なように思いますが、いま大臣おっしゃったように、定数不均

衡一対六という問題のほかに、非常に大きな問題で逆転現象というものが大変多くあるわけですが、これも当然直さなければならぬと思ひます。すでにこれは数年前に野党案とか自民党案とか第二院クラブ案とかいろいろ具体案も出ていることとございまして、ひとつ大臣の方でも積極的にこれは取り組んでいただきたい、国民の権利の問題として取り組んでいただきたい、このように強く要望するわけでございます。

それで、次に戸別訪問の自由化という問題で、私も前から自由化すべきであると主張しております。一遍に全部自由化ということにもしできないのなら、若干の制限を設けて、人数とか時間とかいろいろ制限を設けてでも漸進的に段階的でもいからや戸別訪問の自由化はやるべきじゃないか、こう私は主張しております。地裁の判決でも、これを違憲とするものはいは合憲とするものいろいろまちまちでございまして。最高裁の判決はまだ出ていないと思ひますけれども、私は、それにかかわらず、戸別訪問の自由化というものは日本だけが禁止している問題でございまして、自由化の方向に向かって前向きに検討すべき問題だと、このように思ひますし、またこの次はやはり連座制の強化等も、後藤田自治大臣のときも必ずやりますという御答弁をこの委員会でもなさっておりますから、これもやるべきである、このように思ひますが、ひとつ簡明にお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石破二郎君) 戸別訪問の問題でありますけれども、理屈から言いますと当然自由化すべき問題だろうと思ひます。しかしながら、現在のわが国の状況に照らしてみても果たして妥当かどうかということになりますと、必ずしもこれを自由化した方が適当という結論には至りかねますので御了承いただきたいと思ひます。

○多田省吾君 時間もなくなりますが、本法案につきましても若干質問したいと思ひます。先ほど自治大臣は、官之原委員の御質問に再答弁なさって、政治資金規正法の附則第八条のい

ゆる施行後五年、来年の一月一日、「新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を二層強化するための方途」というものを原則として「政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。」と、これを尊重していくといううな御話もございましたけれども、衆議院の公選法特別委員会等では、この附則第八条は試行錯誤的な要素があったのではないかといろいろ後退したような御答弁があったわけでございます。この点でひとつ大臣の御真意というものををはっきりと一回おっしゃっていただきたい。

○国務大臣(石破二郎君) 先ほどの官之原委員の御質問につきましていろいろ御答弁申し上げましたが、不十分な点がございまして、後で正確に書き物にいたしました上、これを朗読いたしました私の真意を申し上げたので、この点は御了承願ひたものでございまして、さてそれじゃ衆議院の委員会においてあれこれ答弁したのと違ひはしないかと、こういう御趣旨の御質問であつたと思ひますが、衆議院の公職選挙法改正特別委員会におきましての答弁、若干別のことをお答え申し上げたように記憶いたしております。

委員の御質問のなまいます方がちよつと別の角度から御質問になつた等の関係もございまして、私の答弁の方がちよつと違つたかと思ひますけれども、昭和五十年の政治資金規正法の大改正に当たりました附則の第八条というものがあつてつけられたゆえんは、あの当時の当局者が、改正するに当たつて必ずしも十分の自信を持って改正をなされたものではなかつた、十分の自信を持って改正案が提案されておるのならばあいう附則第八条というものはつけられなかつたのではあるまいかと、こう申し上げたわけでありま

す。質問者は、試行錯誤の意味もあつて云々というふうな意味の言葉が質問者の方からございまして、それを受けての答弁でありますけれども、改正そのものがあるいは試行錯誤的な、かもしれぬというふうな心配があつてあいう八条がつけられたのではあるまいかと思つて。ついて

は、第八条になるほどその改正の方向というものは示されておるけれども、あるいはこれも——あるいはすよ、あるいはこれも試行錯誤ではあるまいか、試行錯誤の一部ではあるまいかという趣旨の御答弁を申し上げたことは事実であります。しかしながら、先ほど官之原委員にお答え申し上げましたとおり、法律の定めておりますところは十分承知いたしておりますので善処いたす決心であります。

○多田省吾君 私もくどくは申しませんが、官之原委員に再答弁なさつた趣旨で前向きに検討していただきたい、強く要望するわけでございます。それで、法案の身に入りますけれども、改正案の二条三項によりまして、個人の政治資金は「その他の資金と明確に区別する」とうたつておりますけれども、その区別の明確な実効を確保する措置というものはとられるものかどうか、ひとつ選挙部長にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) これは、先ほどちよつとお答え申し上げたわけでありまけれども、まず個人の経済の私的な部分と公的な部分を明確に区別することを法律の上で何か基準を明確にすることができないか、この点に一番苦慮したわけであります。ただ、いろいろ考えていきましたら、政治献金というものはやっぱり政治活動に関する献金でありますから、政治活動の範囲というものが明確にならなければ政治献金の具体的な基準もつくり得ない。ところが、社会のいろいろな運動の模様を見ておりましたら、これが一体政治活動であるか、あるいは経済活動であるか、労働活動であるか、いろいろな分野の活動が入りまじつておるわけでありま

す。それに際しまして、政治家の大成を願つて恐らくは献金されるのが政治献金であらうと思ひますが、個々の具体的な献金の一つ一つについて、これが政治献金であるかないかということの具体的な法律の基準を設けるといふことはとてもこれは立法技術の上でむずかしい。やはりいろいろな生活をしておられます政治家個人々々、これは政治

家個々人のそれぞれ置かれた立場によっても恐らく違ふのであらうと思ひます。非常に活動範囲の広い方もございますし、非常に活動範囲のお方もおられようと思ひます。結局、そういう範囲の具体的な局限の問題は法律で具体的な基準を設けるという事は必ずしも必要ではありませんから、まあ出発の一番の大きな問題ではありますけれども、やはり個々の政治家自身で個々の政治献金についての部類分け、つまり経済の中の公的部分と私的な部分の部類分けはやはり個々人自身の良識と倫理観で部類分けをしていかざるを得ないのではないかと結論に達したので、この法律の上では、公的資金と私的資金は必ず御本人御自身でお分けいただき、政治献金であるとお考えになるものにつきましては、できるだけひとつ指定団体という会計の専門家もおられます第三者である団体の方へ届けていただく、こういうふうなことに伴う世間の疑惑というのが消える一番のいい方策ではないかと、こういう結論になった次第であります。したがって、やはり公的な金であるか私的な金であるかの区分けの問題は、先ほども申し上げましたように政治家御自身にお願いする以外にないと思つておるわけでありませう。

○多田省吾君 細かい問題ですが、第二条のところに、初めは二項ですが、「政党その他の政治団体」というのを「政治団体及び公職の候補者」というふうに通直したわけですが、政党を取つた理由は何ですか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正で新しく政治資金規正法の中に、従来は政治団体だけを取り扱つておつた、こういうかつかうをとつておりましたところへ、政治家個人の収支報告というものを取り入れましたために、まずこの法律の「目的」あるいは「基本理念」についても政治家個人、つまり「公職の候補者」という表現をとつておりましたけれども、そういう個人を目的なり理念の中に組み込まざるを得ないのであらうと。そこで、従来

は「政党その他の政治団体」と書いてあつたわけでありませうけれども、この範圍をいましては、政党というのをも政治団体の一環である、つまり非常に広い概念としての政治団体の一環であるわけでありませうので、改めて「政党その他の政治団体」という並べ方をする必要はないであらう、こういう全くの事務的な立法技術的な問題で「政治団体」というふうに通直したわけではございませう。

○多田省吾君 罰則の第二十四条に、前からもございませうけれども、政治団体の「役員又は構成員」というものは、いわゆる代表または会計責任者あるいは会計責任者の職務代行者という意味ですか。それとも、新法、新しい改正において、政治家もこの「役員又は構成員」となるわけですか、たとえば指定団体にした場合。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の法律につきましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、要するに罰則はつけておりません。したがって、従来からの罰則の二十四条でございませうか、その条文の中にいろいろ構成要件が書いてございませうけれども、こういった面におきまして今回の改正との関連というものはございませう。

○多田省吾君 しかし、今度の第二十四条には「第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項」云々、それから第二十五条の中に「第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面に」この記載をなかつた、あるいは虚偽の記入をした場合はという罰則がありますけれども、やっぱり第九条というものがこの中に含まれてゐる以上は、いわゆる政治団体の方の役員、構成員として「当該違反行為をした者」の中に含まれますから、入りの方は関係あるのじゃないですか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正に伴ひまして罰則の方を手直しいたしましたのは、今回の改正の基本というものが、個人の政治家に集まります政治献金を指定団体の方へ入れていただいで、

指定団体の經理の一環として報告をしていただくということになりますために、指定団体の会計責任者の方でせうか政治家個人から入つてまいりました政治献金の届け出についてこの法律の違反があつてはいけないという意味で、改めて従来の団体に関する罰則について今回の指定団体制度を設けましたことに伴う整理をいたしたわけでありまして、つまり政治家個人から受けた団体の經理あるいは報告におきまして、その受けた指定団体の責任者、これが義務違反をしたことにつきましては、従来の団体の經理義務違反と同じレベルのものでございませうので整理をいたしたわけではございませう。

○多田省吾君 そうすると、第十九条というものが加わつた意味は、たとえば政治家個人が指定の政治団体に百万円入れたと、二百万円、百五十万円入れたと、百五十万円にしておきましよう。ところが、この政治団体の方のいわゆる代表会計責任者、会計責任者の職務代行者と言われるような役員、そういう人たちが間違つたり、あるいはわざと書き込まなかつたり、あるいは虚偽の記入をした、こういう場合はやはりあれですか、この役員にいわゆる罰則が適用されるわけではございませう。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

○多田省吾君 しかし、この出した方の政治家個人には何の罰則もないということですね。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

○多田省吾君 それからいわゆる保有金につきましては、これはもつとひどいんですね。たとえば百万円を数人からもらった、そしてまた五万円以下の支出を何種類となくやつたと、そういう場合は全然報告の必要もないし、また当然罰則もないと、こういうことになりませうね。

○政府委員(大林勝臣君) 保有金と申しますのは、政治献金のうちで指定団体にお渡しにならなかつたもの、つまり御自分で經理されるべきもの

というふうに把握をいたしておりました、要するに指定団体の方にお入れにならなかつたもので、しかもなおかつ政治献金であるものについては、それを保有しておられる個人、個々の政治家から報告をいただくことになっております。ただ、報告をいただく際に、従来のシステムにおきましては百万円を超える金額についてのみ寄付者の氏名を書くというルールになっておりましたので、そのルールにつきましてもいろいろ御意見は従来からあるわけでありませうが、これは根本問題ということで将来の検討課題とは考へておりますけれども、百万円を基準といたしまして名前の出るもの名前の出ないものという従来のルールは、保有金についてもそのままとりあえず適用しようということではございませう。

○多田省吾君 ですから、私はそれを承知の上で質問しているわけですよ。百万円以下だつたら何十人からいただき、それから何種類も五万円以下の支出をしても何ら報告する必要はないということでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) 百万円未満のものについてはどこからどれだけいたしたとしても、総額としての報告義務はございませうけれども、個々の献金者の氏名は上がつてまいりませう。

○多田省吾君 総額としての報告の必要性というのは、どここの条項にあるんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 第十九条の七で、「特定公職の候補者は、毎年十二月三十一日現在で、その年における保有金に係る収入及び保有金によりされた支出について、その総額及び」云々という条文を書いてございませうが、ここで保有金の総額なりその内訳について報告をいただくようにいたしておるわけでありませう。

○多田省吾君 百万円以下のものがほとんど全部である場合は個々のものは全然必要ない、ただ、自分の指定する政治団体に入れない保有金の場合に限つては、総額だけこれは自治大臣に報告する必要があると、こういうことですか。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

す。

○多田省吾君 政治団体の場合も各都道府県の選挙に報告するいわゆる第一号団体という政治団体があるわけですね。それに入れれば、どうも自治省と関係ありませんから、関係ないというよりも自治省に届けるのはありませんから、いわゆる官報等には全然出ない、ところが個人で保有金を総額報告する場合は自治大臣にやりますから官報に出る、こういうようにちょっとレベルは変わってくるわけですね、報告する。ですから、私は国会議員であるならば全部やはり自治省に報告するというようにしたいんじゃないかなと思うのですが、これはどうでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) もちろんそういうお考え方もあり得ると思います。現在の改正法の仕組みは、個人から御報告をいただく場合には従来の報告のあと先のルールが全くございません。ございませんで、国会の先生方から報告をいただくというものにつきましては自治大臣の方へ御報告をいただく、それからそれ以外の政治家の方々、たとえば県会の方々であれば県の選挙の方へ御報告をいただく、こういうふうにしていただければいいと思いますが、今回の法律の基本理念というものが、まずできるだけ指定団体を御利用いただく。理想としては、やはり個人々々で御経理をいただいて個人が報告をしていただくということと自体どちらかというと余り世間の信用がないことになるのではないだろうか、むしろ第三者である指定団体というものを十分御活用いただきまして、そういう指定団体を通じて報告していただくことを原則というふうにご考慮しておるわけでありまして。

そこで、従来の指定団体、指定団体と申しますのは、従来の個々の政治家の後援会のうちで特に政治家が御信頼されるであろう特定の後援会を選んでいただきます、これを指定団体というふうな位置づけをいただいて、その指定団体を通じて報告をしていただく、こういうシステムをとったわけでありまして。翻って、従来の政治団体の報告

先というのは、それぞれの政治団体の活動範囲によって区分けをいたしております、全国的な活動団体あるいは二都道府県以上の区域にわたる活動団体におきましてはこれは自治大臣に、一県の範囲内で活動をされておる政治団体については都道府県の選挙管理委員会、こういうふうな報告のあと先の区分けをいたしておるわけでありまして、結局そういう政治団体の報告の一環として御報告をいただくと、この方針をとりまして、報告先については、従来の政治団体の報告先とルールづけられたルールをそのまま適用しておるわけでありまして。

○多田省吾君 先ほどの第十九条の個人の保有金に關しては、金額を報告しなくてはいいけないというの、これは第一項にあるんですか、そういうところはもとと正確に読んでください。

○政府委員(大林勝臣君) 第十九条の七の第一項でありまして、「特定公職の候補者は、毎年十二月三十一日現在で、その年における保有金に係る収入及び保有金によりされた支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項を記載した報告書を」報告していただく、こういうことになっておるわけでありまして。

○多田省吾君 そのほかいろいろまだ細かい問題はありますけれども、結局、この個人の保有金を報告する場合においても、罰則がないということ、忘れてしまったというふうなことで報告しなかった場合は全然もう不問に付される。しかも税金の方も、雑収入として、政治資金として全部使ってしまった、こういうことを言えば全部それは税金がかからない。こういうことで、国民から見れば非常にこれは法だ、このように思われるのはこれは当然だと思ふのです。

それからまた、指定の政治団体に入れた場合でも、先ほどから何回も言われているように、百万円以下の場合には、入れただけの総額が全部載っただけでございまして、またそれを引き出せば、どんな支出になろうとも全然報告の必要がな

い、罰則もない。こういうことで全くのこれは抜け穴だらけの法で、しかも罰則もないということ、全然これは報告、公開という趣旨に合わないのではないかと、このように言われるのは私は当然だと思ふのです。ですから、この政治資金規正法の本法の方も大分これは抜け穴だらけでございまして、その上に輪をかけて今度の場合は抜け穴を強調しているような面があります。ですから、私たちはどうしても、これはせつなくつくった以上はやはり法ではない、しかも罰則をつけた本に政治浄化に役立つものになければならない、このように強く感ずるわけでございます。

また、残余の質問は次の機会にしたいと思ひます。

以上で終わります。

○山中郁子君 政治資金規正法につきましては、わが党はかねてから主張してきたところでありますし、本法案につきましても、衆議院において、事実上の賄賂とも言ふべき、そして賄賂の温床ともなる企業や団体献金の野放しという問題を初めとして、今回の政治家個人への献金もいわゆる指定団体をトンネルとして結局は支出明細を出さなくてもよいことになるなど、その他たくさん問題がありますけれども、そういう点を指摘いたしまして、全くのざる法であるということをお願いしてきてきたところであります。これらの問題については本委員会においても多くの面から指摘されてきたところであります。

きょうは、大臣の御健康の関係もありまして、大変限られた時間しかいたしておりませんので、この法案につきましても一つの問題について具体的に明らかにしていただきたいと思つております。

今回の法案では、「政治活動に關する寄附」というこの「寄附」の概念について、報告の対象が「金銭等」となっていて、いわゆる物品が外れているという問題についてはどういう理由なのか。それらについては大変解せないところが多くある

わけですけれども、まずその点について伺ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 政治資金規正法の上では、「寄附」の概念を非常に広くとつておることは御承知のとおりであります。同法の第四条によりますと、「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいう。つまり、金銭、物品はもちろんのこと、その他財産上の利益という非常に広い範囲でこれをとらえておるわけでありまして、今回、政治的な疑惑を避けるという意味で、改めて政治家個人から御報告をいただく場合に、いわゆる政治献金というものを中心として立案いたしましたわけでありまして。

もちろん、政治献金というものもなかなか広い範囲に及ぼすと思ひますけれども、やはり一番世間でわかりやすい政治献金と申しますと、金銭であるとかあるいは有価証券であるとか、おおよそ金銭的なものというものが中核になるかと思ひます。金銭以外の財産であるとかあるいは不動産という問題ももちろん立案時にいろいろ研究はしてみたわけでありまして、動産とか不動産という問題につきましては、果たしてこれは政治献金という範囲で押さえることに適当なものであるかどうか、むしろそういった物というものは政治献金という問題よりは政治家個人々々の一つの資産という範囲に入ってくる場面が非常に多いのではないであらうか。もちろん、将来の課題といたしまして国会の方にもお願いをせぬといかぬわけでありまして、政治家個人々々の資産公開という問題が一つの宿題になっておるわけでありまして。そういういわゆる動産であるとか不動産という非常に資産的な色彩を強く持っているものにつきましては、やはり資産公開の対象として考えた方がよいのではないかと、という結論に達したわけでありまして。

○山中郁子君 いま選挙部長も言われたとおり、本法においての寄附の概念は明確になっているわけ

けです。これは政治資金規正法の改正なわけで、政治資金規正法そのものになるわけですね。それで、「改正 政治資金規正法解説 自治省選挙部編」というものの中にいろいろ丁寧に解説もしてあるのですけれども、「寄附は、金銭で行われるのが通例であるが、金銭以外の物品その他の財産上の利益の形態での寄附があった場合には、これを時価に見積って、その金額を記載し、あわせて物品その他の財産上の利益の形態・数量・見積方法などを備考欄に記入しておく必要がある」というところまで選挙部では解説をいらつしやるわけです。「改正 政治資金規正法解説」という本でございまして、申し上げるまでもないと思

います。それで、私は、法律的に言っても整合性が失われるわけで、その点は、いまおっしゃったことが論拠になるならば、政治資金規正法それ自体もそういうことの例外ではないというふうに言わざるを得ないと思うのです。これはどうしても理解に苦しむところだし、理解しがたいところなんですけれども、その整合性の欠落、それから政治資金規正法でこのように明確になっている、つまり政治資金の明細化という意味では寄附という概念をそのようにとらえているわけですから、それを今回の場合に大きく幅をいましておっしゃったような理由で、強いて言うなら理由にならない理由だと思

いますけれども、そういう意味で幅を狭くするということについての問題点は何ら解決しないと思

いますけれども、その点はいかがでしよう。

○政府委員(大林勝臣君) 従来、政治資金規正法で寄附を、金銭であらうが物品であらうが、その他たとえば努力の無償供与であらうが、およそ財産上の利益として押さえておりましたのは、従来の政治資金規正法の対象としておりましたのは、いわゆる政治団体を押さえておったわけでありまして、政治団体として考えますと、政治団体の収支というもののうちにおよそ私的な収支というものはまづないであろう、政治団体は一〇〇%政治資金を扱う団体であらうということを前提としております

ために、政治団体を対象とする限りはあらゆる種類の財産上の利益というものをやはり寄附として押さえる必要があるであらう、こう今日までな

てきておるわけでありまして、

ところが、先ほど来申し上げておりますように、生身の政治家個人の問題になりますと、これはやはり政治的な面もあれば私的な面もあるであらう。したがって、そういった私的な面と公的な面の区別が政治家個人にお願いとしまして、その寄附の範囲を金銭あるいは金銭に相当する有価証券等、そういうものであればいいわゆる世間で政治献金として通用するものであらうと思

いますけれども、先ほど申し上げましたように、その他の物的なものにつきましては果たしてそれを政治献金と言ふのかどうか。それは政治献金である場合もありましようけれども、ほとんどの場合はやはり政治献金というような対象でとらえられていないのではないだろうか、むしろその政治家個人の資産としてとらえられておるのが一般世間の観念ではないだろうか。そうでございまして、ば、やはり政治家個人の資産公開という問題の一面といたしまして、そういった財産、不動産というものをとらえた方が法律の上でははつきりするであらう、こういう趣旨でございまして。

○山中郁子君 そもそものが、個人に対して入るお金についての問題がさまざまな点で出たから、松野さんの五億円の問題も含めて出たから、あなた方はそういうことについて一歩前進させるのだというところでこの改正案を出していらつしやるわけですね。そのことがどうであるかの評価は別として、私も意見を持っておりますけれども、そういうことならば当然のことであって、団体だろうと個人であらうとそういうことがあり得るといふことについては何ら変わらないわけですよ。団体の場合に入ればそれは政治資金として使われるし、個人になればそれは使われるはずがないという

ことはあり得ないわけであって、そこに私はどう法というものがずいぶん指摘されておりますけれども、そのざる法ということの背景にあります

本当の意味での献金の明細化、政治資金の明細化ということに徹してないというところがこの具体的な一つの問題をとつても言えると思

ので、この点についてはひとつ大臣の見解を伺つて次の問題に進みたいと思

いますけれども、大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(石破二朗君) お答えいたしますけれども、選挙部長から法律的正確を期してのお答えを申し上げました次第でありまして、私といたしましても選挙部長と全く同意見でありますので、御了承を賜りたいと思

います。

○山中郁子君 まあ大臣の今健康条件のよろしいときにさらに引き続き見解を伺います。

それで、鈴木総理を初めとして政府・自民党首脳が機会あるごとに金のかからない選挙というこ

とを盛んにおっしゃっているのですけれども、そ

れで、先ほど来論議のありました参議院全国区制や選挙運動規制などについても言及されてい

ます。しかし、私もここでも本当にはつきりさせたいのは、選挙に金をかけるという実態は一体どう具

体的なものとしてあらわれているのかということをはつきりしてほしいと思

います、現実の問題として。

先ほどもちよつと宮之原委員も触れておられま

したけれども、千葉一区の泰道派のあの人がかり

な買収、この問題についてはいま大きな問題にな

っているわけですね。そういうことが私はまず第一

の主要な問題の一つだということを言わざるを得

ません。それで、連日報道されておりますけれども、たとえば十一月十二日、十一月十三日、こ

ういうことで初公判の報道がされております。「泰道議員宅で買収工作協議」が行われた、「泰道代議士が買収指示」をしたなどの大見出しつきで報道

されているわけですね。この大型買収事件である泰道派の捜査結果について、警察庁からまず簡潔に説明をいただきたいと思

います。

○政府委員(中平和水君) 千葉県の警察におきま

しては、ことしの六月、捜査員がお尋ねの泰道議

員派の選挙運動員による物品供与事犯の情報の探

知を得まして、これをもとにして捜査に着手いた

しました。やがてエスエス製薬及び東都信用組合

の役員等による買収事件等、泰道氏が関連する

会社等を選挙母体にいたしました大がかりな違反

が判明し、検挙をした次第でござい

ます。

警察の検挙しました人員は百九十名、逮捕者五

十三名、買収の基本額は千二百五十万円、これ

を千葉地方検察庁に送致して一応警察の捜査は終

わっております。

○山中郁子君 同じく、同派のこの事件の訴訟状

況について、法務省から報告をいただきたいと思

います。

○説明員(井嶋一友君) 検察庁では、警察から送

致されました被疑者及び検察庁で立件いたしました

被疑者、合わせて四百五十一名につきま

して捜査を行ひまして、うち七十五名につきま

して買収事犯として公判請求をいたしました。百七十

七名につきまして買収事件で略式請求をいたしま

して、残り百九十九名につきまして不起訴処分と

いたしております。

起訴されました七十五名につきましては、昨日

現在ですと五十八名の第一審の裁判が終了いた

しております。現在残り十七名が千葉地方裁判

所において一審係属中でござい

ます。それから略式請求いたしました百七十七名につきま

しては、大部分の者は命令が出ておりまして、ほとんど確

定をいたしております。

○山中郁子君 こういう買収事犯というのは本

当に常識を超えるようなことがいろいろ行われて

いるのですけれども、私もこの問題についていろいろ調査をしたところによりますと、たと

えば具体的に申し上げても、これはこの一

区の高根台団地のある主婦の方が言

っておられるのですが、何月何日に泰道さんが来るんで津田

沼駅に行つてもうえなかつた、行つてくれれば二

千円上げるといふふう

に言つてくるとか、これは私は本

当に論外だと思

うのですけれども、船橋の金杉小学校に通つて

いる子供たち、これは具体的に母親の訴えがあるからわかるのですけれども、

そんなのはやたらやっているわけなんですけれども、学校の門のところで運動員がジュースを配って——このジュースというのは、後でわかったら、先ほどもちょっとお話をありましたエスエス製薬関係のドリンク剤にしろったんですけれども、そういうものを配って、泰道三三氏の名刺を子供に渡して、そしてその運動をするということさえ行われておりました。私は本当に論外だと思っておりますけれども、こういうような実態について警察庁は把握をされておりますか。

○政府委員(中平和水君) お尋ねの小学生に何かドリンク剤を飲ませ候補者の写真入りの名刺を配った、こういうことのごいいますが、私もその違反摘発した中には御指摘の事実は含まれていないというふうに考えております。ただ、何か候補者の写真入りの名刺につきましては、泰道氏の選挙事務所の捜索の際に若干の写真入りの名刺等は押収はしている事実はございます。

○山中都子君 津田沼の現ナマの配付は。

○政府委員(中平和水君) 津田沼の現ナマの配付というものは、選挙の事実の中には含まれていないように思われます。

○山中都子君 こういうのはほかにいっぱいあるんです、私も千葉の一区の状態を具体的に知っていますけれども、問題にしたいのは、ここでいま申し上げてもいいけれども、これは泰道さんの前回の選挙のときなんでも、泰道三三君を助ます会というところでこういうものを出しているのです。そして、発起人として名前がずらりと並んでいて、その中に元警察庁長官高橋幹夫、元中部管区警察局長藤沢三郎、元四国管区警察局長、元富山県警察本部長、元千葉県公安委員、委員長、それから元高等検察庁検事長、こういう人たちがみんな名前を連ねているのです。一体これはどういうことかということなんですけれども、そこでちょっと具体的に尋ねますけれども、藤沢三郎氏、元中部管区警察局長、この方は千葉県警本部長だったこともおありになると伺っておりますけれども、その在任期間はいつからいつまでだった

のかお調べいただいていると思うので教えてください。

○政府委員(中平和水君) 藤沢氏が千葉県警察本部長として在任いたしました期間は、昭和四十年の三月二十六日から四十二年の七月二十日まででございます。

○山中都子君 これも御承知のところだと思えますけれども、泰道三三氏の父でいらっしゃる泰道照山氏が千葉県の公安委員長を務めておられました。これはいつからいつまでですか。

○政府委員(中平和水君) 泰道照山氏は、昭和四十年の十二月二十五日から昭和四十二年の十二月二十四日の間千葉県公安委員をいたしました。また、その間、四十一年の七月十四日から四十二年の七月十三日までの間は同委員長として在任をいたしております。

○山中都子君 全く照合しますね、時期的に。片や公安委員長、そして片や県警察本部長ということですね。その人が泰道三三氏の助ます集にだあと名前を連ねているわけです。これはその後の新聞報道その他でもいろいろ報道されておりますけれども、結局藤沢三三氏という方は在任当時公安委員長であった泰道照山氏と時期的に一緒だったわけでしょう。そして、その後藤沢氏は、候補者自身が理事長で泰道派の買収選挙の資金源ともなったと言われている東都信用組合の顧問になって、そして現在に至っている。現在も理事であり、顧問であるわけですよ。これらのことは新聞でもいろいろと報道されているところなんです。捜査当局に顔のきくこういう人物、事実そうしたところの出身者である人々を陣営内に配置して、そして大型買収事件の背景をつくつてきているということは、私は大変ゆいしい問題だと思っておりますが、警察庁はこうした背景その他については承知をされているのかどうか伺います。

○政府委員(中平和水君) 藤沢三三氏が、昭和五十二年からでございますが、東都信用組合の理事をしていられることはこれは事実でございます。この

東都信用組合が先ほど話したように泰道氏の経営する企業グループの一員であり、今回の選挙で重要な役割を果たしたこともこれはまた事実でございます。しかしながら、警察といたしましてはそういうことに関係なく、厳正公平、不偏不党の立場でこの事件の処理に当たっております。千葉県警としては五月二十七日に捜査本部を置きまして、九月三日まで鋭意捜査を遂げまして、そして泰道派の大きな違反を摘発しているわけでございます。したがって、この間に仮にそうした方が在職しておったとしても、私どもは全くそういうことに関係なしに厳正公平、不偏不党の立場でこの事件の処理をしている、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

○山中都子君 そういうことではなかなか理解できない背景があるから申し上げているので、あなた方も目を通していらしやうと思っておりますけれども、たとえばこれらの問題について、本日に国民の怒りなんですけれども、これは九月五日の読売の記事の中にも書かれていたのですが、「泰道派には、千葉県警本部長、署長などをつとめた警察OBが介在しており、同派は「県警が買収事件に本腰を入れないだろう」とタカをくくっていた節もあった。」と。「捕まった運動員の中にも「OBがいるから大丈夫だと思った」と供述する者がいた。また、藤沢さん自身インタビューに答えてだと思えますが、新聞の報道では藤沢さんの言葉として、「運動員は選挙に慣れている。悪質違反はないと思うが、形式犯があったら注意してほしい」といって歩いただけで、むしろ当然のこと。」と、警察への圧力ということ言われて批判もされたことに対してこういう言い方をしている。実際に警察を歩いているんです。

私は、あなたのいまおっしゃったことを、一応そういうことであなた方が言っているからといって、実際に警察がこういうかみ方をしてい、警察のOBがここの場合ではかみ方をして、そしてもう一つ言うなら、警察が利用されているといういまの買収事件の背景というものをあなた

方はやっぱりもっと深刻に受けとめて、そしてそれらの問題についての姿勢を国民の前にもっと明らかにしないと、こういう問題はそもそも取り締まる方が違反に手を加すことになるわけですから、そのところはちょっとはっきりしてほしいと思いますけれども。

○政府委員(中平和水君) 繰り返しになりますますが、先輩がそうしたところにそれぞれ第二の人生を求めて就職されていることについて現役のわれわれがとかく言う立場ではございません。しかしながら、われわれといたしましては、選挙違反の取り締まりにつきましては厳正公平、不偏不党の立場であくまでも違反については十分な取り締まりを行う、そうした事実をもってやはり国民の信頼を得ていく、こういうことにならうかと思っております。今回の冒頭陳述に述べられておりますように、泰道氏自身が事件の買収に若干の形で関与しておる面があるわけでございますが、そうした面につきましても警察は厳正公平な捜査を通じて明らかにしておるわけでございます。したがって、この事件につきましては、繰り返しになりますますが、いささかの手心を加えたという事実もございません。

○山中都子君 前回の委員会でもわが党の近藤議員が触れましたけれども、御承知の愛知の内田派の違反ですね。この問題もこれは自治体ぐるみというところで報道もされておりますけれども、大規模なやはり買収事件です。そして、こういうことの中にこそ選挙に金をかけるという実態の本質があるというのを私は改めてやはり指摘をしなければならぬし、とりわけ現内閣総理がその施政方針の中でもいろいろ言っているけれども、政治の浄化と厳正な官庁綱紀の確保に努力するとか、それから政治倫理の確立を図るために、そういうことを言われていることは直ちにこういう問題についての姿勢を問われることになると思えますので、とりわけ自治大臣に課せられた任務は重いとっております。

泰道派の地元では、すでに御存じのように、泰

道議員の辞職を実現し金権腐敗選挙をなくす会などという市民団体も生まれて、それらの人々も含めて、議員をみずからやめるべきことを要求しているというそういう事態になっていますので、私は実際問題として、公判の冒険でも彼ら関係者が罪状認否で、実際に買収工作の中で現金の運び屋となった私設秘書グループの筆頭格だった松本成雄被告が、起訴事実のすべてをそのとおりだというふうに認めているわけですね、すでに。

そういう事態があるということで、いま自治大臣が繰り返し金のかからない選挙だとか政治倫理の確立だとかそういうことを言ったって、その問題に対する政府・自民党のそうした姿勢というのが国民に問われているのだということについて、改めて私は自治大臣の所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(石破二朗君) 初めにちよっと釈明させていただきますと思いますが、自治大臣に就任いたしました以来私は、選挙に金がかかる、金のかからない選挙を実現しなければならぬと思ひしば申し出ておりますが、ちよっとこれはこの際釈明させていただきますと思いますのは、選挙そのものに金がかかるわけではございませんで、平常の政治活動にたくさん金が必要とする、まあ選挙をやる者はどうしても金がかかるものだというぐらいいなつても言葉を使ひ正しく使ひ分けていなかった場合が多いでございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

しかしながら、いづれにしても政治家が選挙であろうと政治活動であろうと多額の金を使うということは慎まなければならないことだと思います。ただ、お互い生身の人間が選挙するわけでありまして、選挙しようとしなれば、当選しようとしなれば、あらゆる方法を講じあらゆる手段を尽くして何とかして有権者の理解と支持を得なければならぬ、最大の努力をすると思ひます。そうしてこそ初めて当選可能ということになるだろうと思ひます。

その際に、その選挙資金の調達を候補者本人の

責任にする、選挙活動を候補者本人の責任のみにするということになりますと、どうしても候補者本人が性質の余りよくない金に手を出す危険がある、それはいけないからひとつ所属の政党が、選挙に金がかかるならこれはもうしょうがないと、要するものはどうしても要するんだという以上は、個人でなしに政党が必要な資金を調達し、また必要な選挙活動等を本人にかわって実行する、いわゆる党営選挙でありますけれども、そういう方向に何とか持っていくって国民の皆さんの御理解を得るようにはしたらかどうかと私は考えております。くどくどいいますけれども、要するものはどうしても要するんだと、これだけ要りましたと公明正大に国民の皆さんに報告して、そして国民の審判を仰ぐようにする、これ以外にはないのじゃないかと考えております。

○山中郁子君 私、そういうことのまず第一にやらなければいけないことは、また、くどくどいいますけれども、こういう汚い買収事件です、そういうことをいま指摘しました。それで、いま大臣がおっしゃったことについての議論はまた後に譲ります。

先ほども指摘したのですけれども、警察庁はそういうふうにお答えしているけれども、実際問題として国会議員の大型買収選挙やいわゆる黒い霧問題、こういうものには必ずと言っていいほど警察のOBがちらちら見え隠れしているんですよ、さっきも泰道さんのあれも申し上げましたけれども、記憶に新しいものでも、これは四十九年の七月だったと思ひますが、参議院の徳島地方区選挙ですね。これでいわれる大買収が行われて、これが元警察庁長官で後の国家公安委員長になった後藤田派の問題でした。それからその後ごく最近の例でも、澁谷元国家公安委員長が富士見病院からの献金があるということで大きな問題になっております。

それで、いまもあなたがおっしゃった、警察は上から下まで公正中立で徹底しているとおっしゃっているけれども、警察OBだけにとどまらない

で、これは山梨県の甲西町の問題ですけれども、現職の巡査部長が昨年の四月の地方選挙で町長の買収事件に関連して逮捕されたということも報道されているのです。これは捜査に当たっていた小笠原署の斉藤保巡査部長です。こういう問題がありますけれども、ちよっと簡単に法務省からこの事件の捜査結果を報告していただきたいと思ひます。現職の巡査部長です。

○説明員(井嶋一友君) 御質問の甲西町長の選挙に絡みます斉藤保巡査部長の事件と申しますのは、昭和五十四年の四月に行われました町長選挙に関係しまして、買収事件の捜査を担当しておりました巡査部長が犯人隠避あるいは情報を漏らしたということで地方公務員法違反といった形で嫌疑を受けた事件でございます。

この事件につきましては、昭和五十四年の七月十二日にこのもとの買収事件を捜査しておりました甲府地方検察庁におきましてこの斉藤巡査部長の事件を確認いたしましたので、同年七月十二日に斉藤保巡査部長を犯人隠避及び地方公務員法違反により逮捕いたしました逮捕勾留の上取り調べをしまして、同年の八月十七日に証憑滅罪、犯人隠避罪及び地方公務員法違反罪で略式請求で起訴をいたしまして、同月三十日に裁判所から罰金十萬円の略式命令が出まして、同命令は現在確定をいたしております。

○山中郁子君 私、こういうように、あなた方がこういうところでどんなふうになら下まで公正中立で徹底しているとおっしゃったって、実際に時の政府や権力にはきわめて警察がおもねった行動をとりながら、そして反面では民主勢力に対して尾行や張り込みなどのそういう違法な干渉妨害、そういうものを行って威圧をしているという事態というのは、警察の不正な行動を指摘して余りあるものがあると思ひます、事実の問題として。私どもはこれはかねてから一貫して警察に対しては申し上げてまいりましたけれども、いま具体的に私は警察が見え隠れするというところで幾つかの事例を限られたことしか申し上げられませんが、

これは山梨県の甲西町の問題ですけれども、

でしたけれども申し上げました。あなたは上から下まで公正だなどというところだけ言っているのじやなくて、本当の問題として、公正な選挙に対する国民の期待にこたえるべき姿勢を持って仕事をしなければならぬということを私は重ねて申し上げます。

それで、自治大臣に一つだけ最後にもう一度ちよっと。別なことはまたこの次議論しますから。こういう金のかからない選挙、きれいな選挙とかいうふうにおっしゃるけれども、要するにこういう大型買収事件、そうしたものをなくさなければ、幾ら口で金のかからない選挙というふうに言ってもそれはだめなんだということを、まず第一にそのところを重要な問題の一つとして政府が押さえる、自治大臣が押さえるという姿勢なしには私は問題は進まないと思っております。それで、そのことについて、こういう買収事件、汚い選挙、こういうものを、そういうふうにならんと理解をされなければならぬと思ひますけれども、金のかからない選挙、清潔な政治ということをおっしゃる前提として、このことを簡単に伺っておきたいわけです。

現在もうすでに自民党を初めとして選挙中の政策宣伝の封殺をねらう公選法改悪の動きも出ていっているところであるという報道もされております。また、この委員会においても大臣自身、また衆議院では鈴木総理大臣も、審議されている政治資金規正法と並行して、車の両輪として金のかからない選挙制度、選挙運動の規制を考えなければならぬということを出言していらっしゃる。私は、やはりこうした動きの背景には、自民党がさきの選挙で安定多数を得たことを絶好の機会として、小選挙区制の導入だとか、あるいは安保の再改定だとか、憲法改悪だとか、そうしたものを推し進めようという野望があるということを指摘せざるを得ないのです。そして、この危険で腹黒い意図を隠して、いわゆるカバリーするものとして、金のかからない選挙ということであるとした路線を進めることについての重要な点ということできょうは指

摘をするわけですが、そういうことではな

ります。

【参議院】

この法律で言っている指定団体、それから指定団

由と、もう一つは、従来より寄付金に關しまして

く、政治資金規正法の改正も含めて本當の真意

いま選挙公署というふうにおっしゃったけれど

上の寄付金に対しては、雑所得の計算上必要経費

たということ、私どもこの例示を挙げなかった

や団体ぐるみなどのそういう選挙にこそきちんと

も、そういうことがまさに基本的な権利である言

と、こう理解してよろしいですか。

しかしながら、今回政治資金規正法の改正が御

メスを入れて、そして進めていかなければならな

論、政策宣伝——選挙のですね、もうそれがなけ

てお尋ねをするんですが、「政治家の収入と

きたいと思ひますのは、二枚目のところで「収入」

い。そういうものが本當の意味での金のかかる選

ればあり得ないという、そのこと自体が存在し得

活動のために支出した委託調査費、図書費、会議

て1、2、3とありまして、3のところでは、こ

ことを重ねて強く主張いたしまして、先ほど伺

ないという、その封殺のたくらみなんだというこ

「専ら政治活動のために使用した秘書、事務所職

う書いてあるのです。「個人、法人、政党、後援団

ましたことについて大臣の答弁を簡潔に求めるこ

とを私は主張いたしました。改めて申し上げま

として例示してあるものを読み上げてみます。

その資金を受けた者の収入金額にはならず、実質

にいたしまして、私の質問を終わります。

言を求めて御発言をお願いします。

「専ら政治活動のために使用した秘書、事務所職

その資金を受けた者の収入金額にはならず、実質

〇国務大臣(石破二朗君) 金のかからない選挙

〇山中郁子君 いま求めたんですけど……

〇栗林卓司君 そのとき一緒に見直していただ

〇栗林卓司君 そのとき一緒に見直していただ

〇国務大臣(石破二朗君) 私がしばしば選挙には

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

金がかかるものだというのを申し上げております

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

は、平素の日常の政治活動に金がかかるという意

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

味を含めてありますので御了解いただきたいと

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

思ひますし、なお森道何がし派の選挙違反のご

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

とき、これはまさに論外と心得ております。

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

なお、警察の経験者等が関係してある場合には

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

取り締まりの手が鈍ることがあるのではないかと

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

いう御指摘がございましたけれども、御承知のと

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

おり、かつて警察庁長官を経験したことのある方

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

が大選挙違反を犯した実例もありますし、さら

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

に検察庁の相当高い地位にいらした方々で大

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

選挙違反でつかまつた例もあります。決してわが

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

警察が人によって取り締まりを左右するというよ

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

うなことはございませんので、この点も御了承い

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

〇栗林卓司君 私は、前回、特定公職の候補者が

目をして課税処理をする、こういうことをいけば念のために説明した部分でございます。しかし、先生御指摘のとおり、この説明文、必ずしも明確にすらすらと御理解いただけるような表現には実はなっていないと私も考えておりますので、次回以降このようなことのないように、今後は御理解いただきやすいような表現に改めていきたいと、かように考えております。

○栗林卓司君　そこで、整理のためにひとつ伺いたいのですが、雑所得の必要経費として寄付金が扱われる場合と、それから所得税の計算上寄付金控除として扱われる場合と二つありますけれども、そうすると指定団体に対する寄付金あるいは政党、後援会に対する寄付金がある場合には雑所得の必要経費になる、ある場合には寄付金控除になる、いわばそれは申告側の選択で決められるのだということに理解してよろしいですか。

○説明員(富尾一郎君)　寄付金につきまして、これが政治活動に関与した場合には、すべて政治資金に係る雑所得の計算上収入から差し引かれる費用というふうに計算をしていただいて結構でございます。ただ、どうしても政治資金に係る雑所得の収入が少なくてかつ寄付金が多いというように、収入自体から寄付金を引き切れないような場合あるいは何らかの理由で引けないというような場合には、これを所得税法上の寄付金控除の対象として控除するという道も別途あると、かようなわけでございます。ただし、この寄付金控除を受けられる場合には一定の条件がございます。一つは、政治資金規正法に定めます手続に従って届け出等をしていただいたものということがまず第一でございます。二番目には、寄付の相手先が自己の後援会でございますとか、寄付をされる方と特別な利害関係に立ち、寄付をすることが相対的に自分の特定な利益になってはね返る、このようなものでないこと。こういう二つの条件のもとに所得税法上の寄付金控除が認められるということでございます。

○栗林卓司君　わかりやすく理解するとします

と、たとえば歳費だけで全部活動をやっているという場合には、当然雑所得の必要経費として計算のしようがないという場合にはこれは寄付金控除になる、こういうことだと思っております。

そこで、以上で伺いたい点は全部終わりました、あと一点がお願い、一点が質問なんです。非常なこれが混乱するんです。国税当局、ひいては地方税の課税当局を含めまして、いま私が伺っていることを周知徹底するようにこれはぜひお願いしたいと思っております。

それからもう一つは、いろいろな誤解、混乱があつてそれぞれの申告がなされてきたわけですから、雑所得の必要経費にできるのには実はしてこなかったと、徴税当局からそれはだめだと言われたというケースもあるわけですから、その場合申告の誤りとしては正を要求できると思っておりますが、それは国税と地方税でそれぞれどうなっておりますか。

○説明員(富尾一郎君)　いま先生御指摘のように、従来私どもが国会議員の先生などに確定申告に關しまして御説明した際の文書の中に寄付金の問題について必ずしも明確でない点がございましたので、この点については今後御案内いたします。際におわかりいただきやすいような形で、もう一度きちんとしたものにして御案内申し上げるようになさせていただきます。と思っております。

なお、ちよつと私、先ほど説明を落としたんですが、寄付金控除につきましては、一般的な制約としてその他の特定寄付金と合わせまして所得金額の二五％以内という限定がございますので、これにつきましてつけ加えさせていただきます。

それから先生御指摘のように、歳費だけで活動されていわゆる政治献金のものは全く受け取らない先生が寄付をされた場合には、これは寄付金控除の対象になるわけでございます。

それからもう一つかりして寄付金控除ができるのに申告をしなかったという場合のやり方でございますが、これにつきましては、所得税の場合を申し上げますと、更正の請求の手続をとることができ

ることになっております。申告側に誤りがございました場合には、法定申告期限から一年以内でございますと税務署長に對しまして更正の請求をしていただければ過大に納税された税額は還付される、このような仕組みになっております。

○説明員(淺野大三郎君)　地方税関係について申し上げますが、御案内のように所得の計算については住民税につきましてもこれは所得税の計算の例によります。そこで、通常の場合は所得税の方で更正がなされれば、それに基づいて住民税の方も賦課決定をやり直す、そういう形になるうかと思っております。

○栗林卓司君　いまの御説明結構なんです。法定申告期限から一年とございました。法定申告期限というのは具体的にどういうことでしょうか。

○説明員(富尾一郎君)　所得税の場合には、確定申告期限でございます三月十五日でございます。

○委員長(鳩山威一郎君)　本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

第二号中正誤

ベ	段行	誤	正
三	四	はやり	やはり
三	一	控額	控除

昭和五十五年十二月十三日印刷

昭和五十五年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D